
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和4年第2回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内及び発言時におけるマスクの着用を認めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、阿部君、10番、谷君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間とし、3月12日、13日は休会にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月18日までの9日間とし、3月12日、13日は休会とすることに決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) 改めまして、おはようございます。お手元に配付してございます行政報告の資料に基づきまして御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてでございますが、これまでの主な経過と取組状況について御報告させていただきます。1のところでございますけれども、1月24日、町立三石国民健康保険病院に勤務する職員1名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてございます。

翌25日でございますけれども、北海道が1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措

置区域に追加されてございます。

1月27日及び28日には、新型コロナウイルス感染状況に伴う協議及び情報共有を行いまして、情報発信といたしましては、感染予防に向けた協力要請について町のホームページ、SNSにて発信するとともに、チラシによる新聞折り込みも行ったところでございます。

1月31日、町立三石国民健康保険病院に勤務する職員1名、また2月6日には今度は静内病院に勤務する職員1名、さらに2月11日には三石庁舎に勤務する職員1名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてございます。

2月18日になりまして、まん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長されたところでございます。

1枚お開きいただいて次のページに参りますが、2月27日でございます。町立静内病院に勤務する職員1名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてございます。

3月4日には、まん延防止等重点措置期間が再度延長されまして、措置期間、これが1月27日から3月21日までとされたところでございます。

なお、職員の感染につきましては、全てのケースにおきまして職場内の消毒作業を行いますとともに、保健所指導の下、濃厚接触者等の確認を進め、PCR検査を実施したところでございます。

また、町の広報紙をはじめ町ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用しながら引き続き感染防止対策の啓発などに努めてまいりたいと考えてございます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきまして御報告申し上げますが、資料ページで申しますと、5ページの別紙になります。3月7日現在の接種状況でございますが、1回目の接種を終えた方というのは1万7,530人、率にいたしまして88.99%、2回目の接種を完了した方は1万7,443人、同じく率にいたしまして88.55%、また18歳以上を対象といたしました現在行っております3回目の接種、これが完了した方は8,810人、率にいたしまして47.67%、また2回の接種を終えた方に占める割合として計算しますと50.5%となっております、半数以上の方が接種を受けているということでございます。

次に、未接種者への接種についてでございますが、(2)のところに記載のとおり、3月は日高徳洲会病院、三石国民健康保険病院におきまして接種を予定しておりますほか、4月以降においても接種日を設定する予定でございます。

また、新たに接種対象となりました5歳から11歳までの小児への接種につきましては、(3)のところでございますけれども、国からのワクチン供給量が限定的でありましたことから、その対象を基礎疾患を有する小児と11歳及び10歳の小児を対象として、14日より、来週月曜日になりますが、接種を開始を予定してございます。

なお、今後もワクチンの供給などの接種体制が整い次第、順次接種を進めてまいる予定でございます。

ページめくっていただきまして6ページになりますけれども、追加接種でございます。今現在行っております3回目の接種の実施についてでございますが、記載のとおり2回目接種後6か月を経過した方を対象に接種を進めているところでございまして、表のとおり着実に進めていきたいと考えてございます。

資料2ページにお戻りいただきまして、中段の2のところの工事の仮契約についてござい

すが、記載のとおり1件の工事に係る入札を行い、仮契約を締結いたしてございます。詳細につきましては3ページの資料のとおりであります。なお、本件につきましては議会の議決に付すべき契約でありますことから、工事請負契約の締結に係る追加議案、これを提出させていただいております。

最後に、3のところでございます。委託業務に係る入札の執行についてでございますが、記載のとおり2件の工事に係る入札を行いました。その詳細につきましては3ページ下段から4ページ上段にかけての資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) 教育行政報告を申し上げます。

お手元に配付の文書に記載のとおり、令和3年12月20日から22日までの間に本町の教育、文化、スポーツにおいて優秀な成績を収めた10名1団体の児童生徒の方々に教育奨励賞を贈呈いたしました。詳細については記載のとおりとなりますので、お目通しをいただき、説明は省略させていただきます。受賞された皆様方のますますの御活躍を御期待申し上げ、教育行政報告といたします。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第1号 財産の無償譲渡について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤契約管財課長。

[契約管財課長 佐藤礼二君登壇]

○契約管財課長(佐藤礼二君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号は、財産の無償譲渡についてでございます。これは、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、新ひだか町学校跡地の利活用に関するプロポーザル提案募集要項により当該施設の事業提案者に決定した株式会社つうけんへ、地域の活性化に資する利活用を図ることができ、また将来的な町の維持負担の軽減や町税の確保も図られることから、無償譲渡しようとするものでございます。

1の譲渡する財産の詳細でございますが、名称は旧新ひだか町立本桐小学校、所在地、新ひだか町三石本桐752番地の1です。無償譲渡する建物ですが、校舎で、構造は鉄筋コンクリート造(一部鉄鋼造)2階建て、床面積は1,732.27平方メートル、建築年は平成3年です。次に、体育館で、構造は鉄骨造平家建て、床面積828.86平方メートル、建築年は平成4年、次に物置で、構造は木造2階建て、床面積97.20平方メートル、建築年は平成4年、次に物置、便所で、構造は木造平家建て、床面積11.34平方メートル、建築年は平成4年、次に物置で、構造は木造平家建て、床面積

22.95平方メートル、建築年は平成3年、1枚おめくりください。次に、住宅で、構造はコンクリートブロック造平家建て、床面積85.36平方メートル、建築年は平成3年、次に共同住宅で、構造はコンクリートブロック造平家建て、床面積131.84平方メートル、建築年は昭和55年、次に住宅で、構造は木造平家建て、床面積33.05平方メートル、建築年は昭和55年、次に住宅で、構造は木造平家建て、床面積79.89平方メートル、建築年は平成11年、次に共同住宅で、構造は木造平家建て、床面積142.69平方メートル、建築年は平成9年で、合計10棟の建物でございます。

2の譲渡先ですが、札幌市中央区北4条西15丁目1番地23、株式会社つうけん代表取締役社長大村佳久様でございます。

3の譲渡理由ですが、先ほどの提案理由でも御説明させていただきましたが、新ひだか町学校跡地の利活用に関するプロポーザル提案募集要項により当該施設の事業提案者に決定した株式会社つうけんへ無償譲渡し、利活用を図るためであります。

4の譲渡の時期ですが、令和4年3月としております。

なお、参考資料といたしまして施設の位置図、建物の図面及び契約書を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

また、契約につきましては2月14日に相手方と仮契約を締結したところであり、議会の議決を得た日をもって本契約することとしてございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、北道君。

○5番(北道健一君) この内容は建物の譲渡であり、10年間という期限付ですが、そこにある下の土地の扱いはどうなるのですか、お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) 土地についてはですが、建物の譲渡と併せまして別途売買契約を結ぶ予定でございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 財産の無償譲渡について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島健康推進課長。

〔健康推進課長 中島健治君登壇〕

○健康推進課長(中島健治君) ただいま上程されました議案第21号について御説明いたします。

議案第21号は、日高中部広域連合規約の一部を変更する規約についてでございます。地方自治法第291条の11の規定に基づき、日高中部広域連合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりください。日高中部広域連合規約の一部を変更する規約でございます。

今回の規約変更の内容ですが、日高中部広域連合の議員の定数を8人から6人とし、その内訳として新ひだか町の6人を4人にしようとするものでございます。新冠町と新ひだか町の2町で構成している一部事務組合、広域連合については3団体でございます。それぞれ1団体1事務を担っておりますが、平成17年度に静内町と三石町が新ひだか町として町村合併した際にそれぞれ規約を変更しておりますが、日高中部消防組合及び日高中部衛生施設組合の議員定数は新冠町2名、新ひだか町4名の合わせて6名となっておりますが、日高中部広域連合については新冠町2名、新ひだか町6名の合わせて8名となっており、他の一部組合と議員定数を異にした具体的な根拠の記録は残っておりません。先般何人かの議員の方から御指摘をいただき、他の一部事務組合と同一にすべきとの声をいただいたことから、消防、衛生の一部事務組合同様に新ひだか町の6名を2名減員し4名とし、併せて議員定数を6名にしようとするものでございます。

広域連合の規約の変更につきましては、広域連合の議決を行うものではなく、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係町の議会議決が必要となりますことから、今回上程するものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページに参考資料といたしまして規約新旧対照表を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

1ページにお戻りいただき、最後に附則でございますが、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、次の関係町の広域連合の議会における選挙から適用するものでございます。

なお、この附則の部分について、さきの全員協議会においては北海道知事の許可のあった日から施行するとの説明をいたしましたが、北海道知事の許可の日と広域連合議員の任期の日が一致しないことにより、この文言だけでは任期途中での議員定数変更となることから、次の関係町の広域連合の議会における選挙から適用すると文言を加え、修正したものです。

以上で「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 8人を6人に減らすというのですけれども、なぜ減らすのかという、消防と衛生と広域連合とでは事務事業の中身って全く違うのに、なぜ数を合わせなければならないのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 壇上の説明と重複する場合がありますけれども、まず1つは谷議員おっしゃるとおり業務内容については異なることはございます。ただ、新冠町さんと広域等で組んでいる3団体の業務の内容、違いこそあれ町民の暮らしを守るという点では相違ないという

点、またいずれの団体も1団体1事務を担っているという点、最後になりますけれども、この広域連合の議会の議員さんについても関係町の議会から選ばれているということもございまして、2名減となったとしても住民の声はしっかり拾って反映してもらえるのではないかと考えているという点からも、今回提案させていただいたところです。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今関係町から選ばれていると、聞きたかったことで少し答えていただきましたが、数を合わせるということが整合性なのか。当町も高齢者とか認知症の方が増えて、ますます介護のニーズというのは大きくなっているはずです。実態からいけば議員の数は減らすのではなく増やすべきではないかと思います。それで、質問します。一部答えてしまわれましたが、議員の数が減っても十分に幅広い民意を酌み取って町民の声を反映していくという点で本当に減らすことで大丈夫なのか、その辺をお聞きします。

○議長(福島尚人君) さっき答弁しているのですけれども、趣旨を変えて質問してください。よろしいですか。

○10番(谷 園子君) 分かりました。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第21号に対して討論の通告がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、谷君。

〔10番 谷 園子君登壇〕

○10番(谷 園子君) 私は、「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」反対いたします。

今回の規約の一部変更は、新冠町と新ひだか町で構成する一部事務組合の消防と衛生の議員定数が新冠町2人、新ひだか町4人で計6人であることを唯一の根拠として、それに整合性を図ることを理由としています。なぜ広域連合の議員定数を消防と衛生の議員定数に統一する必要があるのでしょうか。

以下、反対の理由を述べます。

まず、1つ目に、当町においても高齢化が進み、認知症の方々も増え、介護のニーズは本当に大きくなっています。当町の介護保険の被保険者も増え、広域連合議員の役割はますます大きくなるのではないのでしょうか。だからこそ広域連合議会において町民の声をしっかりつかんで、その実現のための議論をすることがより一層必要になってきます。

2つ目に、火災などに備える消防やごみ処理施設の衛生と介護の広域連合とでは事務事業の中身が全く違います。そもそも数字の整合性を取るべき性質のものではありません。広域連合は、介護保険料や地域の介護事業計画を立て、町民の暮らしに密着し、そこでの議決は町民に大きな影響をもたらします。

議員定数は、そのような事務事業の実態に即して考えるべきです。広域連合においては議員定数を減らすのではなく、むしろ増やしていくべきであると考えます。よって、町民の願いやその

実態を幅広く議会に反映するという点において議員定数を減らすべきではありません。

以上、反対討論といたします。議員の皆さんの御賛同を求めます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番、木内君。

[15番 木内達夫君登壇]

○15番(木内達夫君) 私は、「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」、原案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の規約変更では、日高中部広域連合の議員定数について、新冠町2名、新ひだか町6名の合わせて8名を新ひだか町の定数を2名削減し4名とし、日高中部広域連合の議員定数を6名にしようとするものであります。我々町議会議員は、町民の多種多様な意見、要望を町政に反映させ、町民福祉の向上に努めることが町民から課せられた役割でありますけれども、100人100通りの民意を全て町政に反映させることはなかなか難しいものと考えております。議員定数の削減によりまして民意が町政に反映されなくなるのではないかという考え方もありますけれども、今谷議員からもそのような趣旨で反対の討論がありましたけれども、近年インターネット、あるいは各種SNSをはじめ様々な広報媒体が普及していることもありますし、昨年度策定いたしました第8期介護保険事業計画策定におきましても被保険者をはじめ保健、医療、福祉関係者、サービス提供者等が参加する計画策定推進委員会、あるいはまた広域連合議会、介護保険等常任委員会からも意見をいただき策定していることなど、様々な方法で意見を集約するとともに発信することも可能となっております。現在の議員定数を維持しなければ民意を反映させることはできないということはないものと考えているところでございます。各構成町の代表である広域連合議会議員の定数を2名削減しても議員の仕事や職責は十分に果たし得るものと考えておりますし、洗練された少数精鋭の議員一人一人がより多くの多彩な意見等を集約することで意見等は十分に反映できるものと考えております。

また、今回の改正によりまして議員定数を6にすることによりまして、消防及び衛生の一部事務組合議員定数の6名とも整合性が図られるものとなります。谷議員は、整合性を図る必要がないのではないかという意見もありますけれども、私は整合性を図るべきだと考えております。

以上のことから、提案されております「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」、原案に賛成するものであります。議員の皆様の御賛同をお願いし、原案に対する賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 以上で討論を終結いたします。

これから「議案第21号 日高中部広域連合規約の一部を変更する規約について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立する者多数あり]

○議長(福嶋尚人君) 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第2号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第10号)」から「議案第8号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)」までの7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号から議案第8号について御説明いたします。なお、議案第7号及び議案第8号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明をいたします。

議案第2号から議案第6号は、令和3年度新ひだか町各会計補正予算でございます。今回の補正予算につきましては、予算の執行整理が主なものとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業や赤潮被害に係る対策経費、小中学校の脱炭素化を図るための施設改修工事などの補正のほか、特別会計等への繰出金等でございますが、特別会計等にあつては、常に経営努力や経営改善を行いながら特定の受益者へのサービスの提供を行う必要がありますので、収支不足の穴埋めを受益を受けない町民の皆様からの税金を含めた財源による一般会計からの繰出金等で対応することは負担の公平性の原則に反するものと考えているところでございます。しかしながら、下水道事業特別会計にあつては非常に厳しい経営状況にあつて、平成30年度までの累積赤字分につきましては令和元年度に一旦整理させていただいているところでございますが、その後においても厳しい経営状況は続き、単年度赤字が続いている状況にございまして、今後においても累積赤字分の解消が困難なことから、その一部を一般会計からの繰出金により補填しようとするものでございます。病院事業会計においても資金不足への補助が必要な状況にありまして、これら特別会計等で行っている行政サービスが提供できなくなりますと、町民の皆様のご生活に多大な影響を与えてしまうこととなりますので、一般会計においても非常に厳しい財政状況でございますが、町民の皆様にご負担の少ない行政サービスを提供するため必要な措置と考えてございますので、これらに係る追加補正につきまして御理解をお願いいたします。

そのほか施設の燃料費や光熱水費、修繕費など今回補正しなければ事務事業の執行に支障を来すものについて補正計上しようとするものでございます。

補正予算の内容説明につきましては、主な要因に絞って御説明させていただき、詳細な説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく御願いたします。

それではまず、一般会計からの御説明でございます。議案第2号は、令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第10号)でございます。

令和3年度新ひだか町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億481万6,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費の補正でございまして、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」

のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、一般46ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款、1項 議会費では170万1,000円の減額でございますが、議会運営経費などの執行整理でございます。

次に、47ページに参りますが、2款 総務費、1項 総務管理費では889万円の増額でございます。この費目では、職員福利厚生経費や庁舎物品管理経費、庁舎管理経費など各種事務事業に係る執行整理でございまして、61ページまでございます。主なところでは、47ページ、事業目4 職員研修経費において、コロナ禍の影響により札幌圏で開催される各種研修の中止や参加見送りなどにより研修参加の機会が減ったことから、eラーニングなど業務委託での研修への切替えを行ってございますし、55ページに参りまして、11目 地域振興費、事業目3 姉妹都市交流等事業では388万9,000円の減額でございますが、コロナ禍の影響による各種交流事業の中止により交付金を皆減してございます。また、56ページになりますが、一番下になりますが、事業目5 生活路線維持事業の企画課分になりますが、514万6,000円の追加でございますが、コロナ禍の影響もあってバス利用者の減少に伴い、地方バス路線維持費補助金の対象路線で収益が悪化し、このことから補助金額が追加となることから、増額補正としてございます。一番下の事業目8 ふるさと応援寄附事業では3,057万7,000円の追加でございますが、今年度のふるさと応援寄附金の額が1億7,500万円ほどになる見込みのため、寄附者に対する謝礼品や各種手数料を追加してございます。

次に、59ページに参ります。事業目4 新型コロナウイルス感染症対策事業で、61ページにまたがり、各課執行分を合わせて740万5,000円の追加でございます。これまでに予算計上した各種事業の執行整理のほか一部新たな事業に係る予算計上もございまして、別冊で用意してございます議案第2号参考資料の説明資料を御覧いただきたいのですが、右側に議案第2号参考資料と書いている令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第10号)説明資料とございます。こちらの1枚をおめくりいただきまして、地方創生臨時交付金活用事業としまして3つの事業がございます。1つ目の新型コロナウイルス感染症対応の抗原検査キット整備事業では、説明資料に記載のとおり、医療、看護、介護、福祉の各事業所に抗原検査キットを無償で貸与し、安心して引き続き業務に当たっていただくことを目的とした事業で、事業費を2,145万円としてございます。事項別明細書では59ページの中段の健康推進課分になりますが、こちらで消耗品費1,830万1,000円の追加のうち抗原検査カートリッジ分として1,760万円、それと17節 備品購入費の抗原検査機器385万円を追加計上してございます。

2つ目の感染拡大防止啓発事業では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を幅広く周知を図ることを目的とした事業で、事業費を45万6,000円としてございまして、事項別明細書では同じく59ページの健康推進課分になりますが、消耗品費のうち用紙等を要する分として24万8,000円と新聞折り込み手数料20万8,000円を11節 役務費の手数料で追加計上してございます。

3つ目の町立病院ホームページリニューアル事業では、発熱等による感染患者等の来院制限や利用者の感染拡大防止対策の強化を図るため、来院しなくても容易に町立病院からの案内情報を

取得できるよう町立病院の既存のホームページをリニューアルするもので、事業費を40万円としてございます。事項別明細書では、こちらと同じく健康推進課分になりますが、60ページの上段の18節 負担金、補助及び交付金で病院事業会計補助金を追加計上してございます。

これら新たな事業の財源としまして地方創生臨時交付金を新たに1,863万3,000円充当するほか、これまでの同交付金の執行残分より対応するものでございます。

次に、61ページに参ります。2項 徴税費では58万6,000円の減額でございまして、63ページまでございますが、賦課徴収事務経費や職員の人件費に係る執行整理でございまして、

63ページに参ります。3項 戸籍住民基本台帳費では905万円の追加でございまして、この費目では戸籍住民事務経費や人件費などの執行整理でございまして、64ページまででございます。主なところでは、事業目1 戸籍住民事務経費の生活環境課分になりますが、859万円の追加でございまして、12節 委託料の2つ目の住民記録システム改修業務委託料では社会保障・税番号制度システム整備事業によりマイナンバーカードを所有している方の転入出の手にワンストップ化するためのシステム改修を行うもので、かかる経費として357万5,000円を皆増してございまして、財源としましては社会保障・税番号制度システム整備費補助金を同額充当してございます。なお、本事業につきましては今年度中に事業を完了しないことから、全額を繰越明許として設定し、次年度へ繰り越して執行しようとするものでございます。また、18節 負担金、補助及び交付金の2つ目、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金では498万9,000円の追加でございまして、マイナンバー関連の相談窓口や申請受付等の事務を地方公共団体情報システム機構へ係る経費を交付することで実施してございまして、このたび費用が確定したことに伴う増額でございまして、こちらの財源は通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金を同額充当してございます。

次に、64ページに参りまして、4項 選挙費では53万4,000円の減額、65ページの5項 統計調査費では43万3,000円の追加、66ページに参りまして、6項 監査委員費では18万6,000円の減額でございまして、いずれも事務経費や職員の人件費に係る執行整理でございまして、内容説明は省略させていただきます。

次に、68ページに参ります。3款 民生費、1項 社会福祉費では1億1,017万9,000円の追加でございまして、この費目では、アイヌ福祉事業や障害福祉サービス費給付事業、社会福祉施設の維持管理、老人支援などの各種事務事業に係る執行経費でございまして、79ページまででございます。主なところでは、1目 社会福祉総務費の事業目8 国民健康保険特別会計繰出金では、町が実施する福祉、医療助成制度の実施や拡大に伴い、国保事業費納付金にその医療給付費の波及増分が一定割合で加算されていることから、その影響分として436万9,000円を追加したほか、繰り出し基準に基づく繰出金の整理などで920万2,000円の追加となっております。

次に、70ページに参ります。2目 障がい者福祉費の事業目4 障害福祉サービス費給付事業では、サービス費扶助の給付見込み件数の増などにより7,989万円を追加しており、財源につきましては障害福祉サービス費国、道負担金で4,729万6,000円、障害児入所給付費等国、道負担金で1,257万2,000円を追加して充当してございます。

次に、74ページに参ります。6目 老人福祉費の事業目2 高齢者等福祉バス運行事業では174万9,000円の追加でございまして、当事業の運行业務委託料に当初見込んでいなかったJR北海道バス分を追加するなどの整理をしてございます。

75ページになりますが、7目 老人支援費の事業目3 地域支援事業の健康推進課分で103万

5,000円の増となっておりますが、12節 委託料で24万3,000円の減額と13節 使用料及び賃借料で170万6,000円の追加をしてございますが、これは委託料の介護保険ケアプラン作成システム運用業務委託料で176万7,000円ございますが、これを介護保険ケアプラン作成システム使用料へ予算の組替えを行っているもの、また介護予防サービス計画作成業務委託料において介護予防のケアプラン作成を民間事業所へ業務委託して実施してございますが、一部直営で実施しているものもございまして、直営分の一部を業務委託したことにより当委託料で317万5,000円追加したこと、さらに生活支援体制整備業務委託料が執行整理で165万1,000円を減額してございまして、これらのことから、委託料で24万3,000円の減額、使用料で170万6,000円の追加となり、他の費目の執行整理による減額があるものの当事業目で追加補正となっております。

次に、76ページに参ります。事業目5 日高中部広域連合負担金では3,023万4,000円の追加でございますが、保険給付費の増加などに伴う構成町負担金の追加でございます。また、事業目7 高齢者施設運営事業の健康推進課分で276万6,000円の追加で、委託料で487万8,000円の追加となっておりますが、これは令和2年度の介護サービス事業特別会計の廃止に伴う引継ぎ予算の執行において令和2年度中に特別会計で執行する分と令和3年度に一般会計に引き継いで執行する分を予算整理してございましたが、施設維持管理委託料や清掃業務委託料などの一部の経費においてその執行分が令和3年度にずれ込んだものがございまして、これらの執行整理による追加となっております。

次に、79ページに参ります。9目 医療給付費の事業目4 未熟児養育医療給付事業では、受診件数の増により218万2,000円追加してございます。

2項 児童福祉費では4,235万円の減額でございます。この費目では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業や認定こども園等経費、児童福祉施設の維持管理経費などの各種事務事業に係る経費執行整理でございまして、84ページまでございます。主なものでは、1目 児童福祉総務費の事業目2 児童福祉事務経費で537万1,000円の追加でございますが、18節 負担金、補助及び交付金の子ども・子育て支援交付金では、認定こども園などで感染症対策の徹底に要する掛かり増し経費などを支援するものでございますが、対象事業費の増額に伴い180万円追加しようとするもので、財源として子ども・子育て支援交付金を国、道補助金で154万6,000円のほか、残りには地方創生臨時交付金の補助裏分を同額充当してございます。また、保育士等処遇改善臨時特例交付金では357万1,000円を新たに計上してございます。こちらにつきましては、別冊資料を再度御覧いただきたいのですが、中段の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例交付金支給事業とございまして、こちらは説明資料に記載のあるとおり、認定こども園や幼稚園などで処遇改善を図る事業所に対して国が規定する算定方法に基づいて算出した交付金を支給しようとするもので、財源として保育士等処遇改善臨時特例交付金を同額充当してございます。

次に、80ページに参ります。2目 児童措置費の事業目1 認定こども園等経費では、施設型給付費等負担金で2,189万8,000円の減額でございますが、これは主に単価の高い年齢層の児童数の減によるものでございますし、事業目4 児童手当支給事業では、対象児童数の減により減額整理をしてございます。

次に、85ページに参ります。4款 衛生費、1項 保健衛生費では1億9,918万8,000円の追加でございます。この費目では、医療技術者等資金貸付事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業、静内葬苑管理経費、保健活動などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、92ページまで

ございます。主なところでは、1目 保健衛生総務費の事業目1 医療技術者等資金貸付事業で60万円の追加でございますが、修学資金貸付金で300万円減額のほか、貸付金の返還免除規定に6名が該当したことから、免除に伴う補填金を360万円追加してございます。その下の事業目4 病院事業会計負担金では2億1,739万4,000円の追加でございますが、繰り出し基準に基づく整理分で1,180万4,000円の負担金で追加、資金不足に係る赤字補填分2億円のほか、婦人科医療等に要する経費の整理分を含め補助金で2億559万円を追加してございます。

86ページに参ります。ページ上段の事業目8 新型コロナウイルス感染症対策経費では、町内の高齢者施設等に新たに入所を予定されている高齢者や高齢者施設で新たに働こうとする方を対象に、PCR検査を希望する場合に支援するための業務委託料において検査数に減少が見込まれることから、委託料で整理をしてございます。

その下、2目 予防費では、87ページでございますが、事業目2 新型コロナウイルスワクチン接種事業のワクチン接種対策室分になりますが、640万8,000円の追加でございます。7節 報償費の薬剤師報償や、12節 委託料では今後のワクチン接種見込みによる経費の追加や、13節 使用料及び賃借料ではワクチン搬送用のための自動車や事務処理機器の借り上げ料、14節 工事請負費の広告塔改修工事ではワクチン接種会場の看板書換えに係る経費、17節 備品購入費では接種会場等の感染防止対策のための空気清浄機の購入など新たな経費の計上のほか、集団接種会場を公民館から総合ケアセンターに変更したことによる係る経費の整理をしてございます。

89ページに参ります。事業目5 浄化槽設置整備事業では合併処理浄化槽の申請件数が当初見込みより増えたことによる113万5,000円の追加、また事業目9 簡易水道事業特別会計繰出金では繰り出し基準に基づく整理をし、568万5,000円の追加となっております。

91ページに参ります。5目 保健活動費の事業目1 保健推進事業の健康推進課分では560万4,000円の減額でございますが、12節 委託料の各種業務委託においてコロナ禍の影響により受診者数等が減少したことによる減額でございます。

次に、92ページに参りまして、2項 清掃費では827万3,000円の減額でございます。この費目では、一般廃棄物収集運搬経費や日高中部衛生施設組合負担金などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、93ページまでございます。主なところでは、1目 清掃総務費の事業目3 指定ごみ袋等取扱経費で104万2,000円の追加をしてございますが、コロナ禍の影響もあってごみ袋の取扱件数の増加から、商工会や取扱店への委託料が追加となっております。また、事業目5 日高中部衛生施設組合負担金では519万1,000円の減額でございまして、一部事務組合での各種事務事業の執行による整理による構成町負担金の減額でございます。

次に、94ページに参りまして、5款 労働費、1項 労働諸費では1万1,000円の減額でございまして、コロナ禍の影響により会議等の中止による普通旅費の減額でございます。

95ページに参ります。6款 農林水産業費、1項 農業費では4,952万円の減額でございます。この費目では、農業委員会運営経費や農業振興に係る各種利子補給事業、農業施設の維持管理、和牛センターの運営経費などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、102ページまでございます。主なところでは、96ページになりますが、3目 農業振興費の事業目2 農業後継者対策事業で482万円の減額でございまして、18節 負担金、補助及び交付金の一番下になりますが、農業後継者育成推進事業補助金では研修生の減員やコロナ禍の影響による相談会の開催数の減などにより278万2,000円の減額となっております。

97ページになりますが、4目 農業施設費、事業目2 活性化施設管理経費のまちづくり推進課分では200万円の追加でございますが、活性化センターの指定管理業務委託において赤字が生じた際、赤字の2分の1の範囲内で200万円を上限に指定管理料を支払うこととしてございますが、本年度にあっては上限を超える赤字が生じていることから、上限額の指定管理料を追加してございます。

101ページに参りまして、7目 和牛センター運営費の事業目1 和牛センター運営事業の農政課分で1,548万6,000円の減額となっておりますが、17節 備品購入費の肥育素牛分では、町貸付牛からの返還産子の増加と飼養管理に従事する職員の長期欠員などにより購入を見送ったことによる減額となっております。

このページの一番下の8目 農地費で、内容につきましては102ページになりますが、事業目5 農業用施設管理経費の修繕料でございますが、上豊畑地区の営農用水減圧弁の不良による修繕に係る経費として436万円を追加してございまして、財源として国の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金を236万5,000円充当してございます。

その下で、2項 林業費では3,284万9,000円の減額でございます。この費目では、有害鳥獣駆除経費や森林環境整備推進事業、分収造林事業、幹線林道改修事業などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、106ページまでございます。主なところでは、103ページになりますが、1目 林業総務費の事業目2 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業で612万円を追加してございまして、鹿の捕獲頭数において当初予定の4,000頭を700頭以上の増加見込みとなったことなどによる追加となっております。

105ページに参ります。3目 林野管理費の事業目3 分収造林事業では2,627万9,000円の減額でございますが、12節 委託料において除間伐や新植業務などで事業調整があり、減額整理をしてございます。

106ページに参りまして、3項 水産業費で401万2,000円の減額でございます。この費目では、水産振興団体助成事業や水産振興事務経費、漁港利用適正化推進指導事業などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、108ページまでございます。主なところでは、2目 水産業振興費で、107ページになりますが、事業目4 水産振興団体助成事業の18節 負担金、補助及び交付金の赤潮対策緊急支援事業市町村負担金で63万8,000円の皆増でございますが、赤潮による被害対策としてウニ種苗の放流のほか、ウニ、ナマコに対する漁場環境や被害状況を調査するための経費に対し、国が10分の7、北海道が10分の1.5、町が10分の1.5をそれぞれ負担するもので、そのうち町負担分を追加するものでございます。

次に、3目 漁港費で、内容は108ページになりますが、事業目3 漁港事務経費の18節 負担金、補助及び交付金の漁港整備事業地元負担金で400万円の皆減でございますが、機能保全計画に基づき、北海道が実施する鳧舞漁港物揚げ場の老朽化による施設延命事業を予定してございましたが、北海道において事業実施を令和4年度に延期したことによる皆減となっております。

109ページに参りまして、7款、1項 商工費では582万7,000円の減額でございます。この費目では、消費者行政推進経費や商工振興のための各種施設の維持管理、夏まつり実施事業、観光振興のための各種施設の維持管理などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、114ページまでございます。主なところでは、110ページになりますが、3目 観光費の事業目1 夏まつり実施事業では380万円の減額、事業目2 蓬萊山まつり実施事業では170万円の減額など、コロナ禍の影

響によるイベントの中止による事業費の皆減などとなっております。

113ページに参ります。一番下、5目 観光推進費では、内容が114ページになりますが、事業目3 特産品開発推進事業で142万5,000円の追加でございますが、ドリカム推進事業補助金で6件の事業採択に当たり、当初予算の100万円に対して不足することから、追加しようとするものでございます。

次に、115ページに参ります。8款 土木費、1項 土木管理費では561万6,000円の減額でございます。この費目では、土木事務経費や職員の人件費に係る執行整理でございますので、内容説明は省略させていただきます。

116ページに参りまして、2項 道路橋りょう費では3,646万2,000円の減額でございます。この費目では、道路や橋梁の施設維持管理や除雪対策経費、道路新設改良のほか、職員の人件費などに係る各種事務事業の執行整理でございます。主なところでは、2目 道路橋りょう維持費では、117ページになりますが、事業目3 除雪対策経費で3,439万4,000円の追加でございます。例年以上の積雪に加え、強風による吹きだまり、また気温の低下による路面凍結などに対し、町道除雪業務委託料及び凍結防止剤等の消耗品などにおいて不足が見込まれることから、追加補正しようとするものでございます。

次に、3目 道路新設改良費の事業目1 地方道路整備交付金事業では5,538万3,000円の減額でございますが、本町海岸線改良舗装事業などにおいて国の補助交付額の大幅な減額などがあるほか、事業費の確定に伴う執行整理としてございます。

118ページに参ります。3項 河川費では314万8,000円の減額でございます。この費目では、樋門・樋管管理経費や河川改修事業、排水機場の維持管理などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。内容説明は省略させていただきます。

120ページに参ります。4項 都市計画費では2億9,505万3,000円の追加でございます。この費目では、下水道事業特別会計への繰出金や公園管理経費などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。主なところでは、1目 都市計画総務費の事業目2 下水道事業特別会計繰出金で2億9,585万3,000円の追加でございますが、繰り出し基準に基づく整理分で414万7,000円の減額のほか、資金不足に係る赤字補填分で3億円を追加してございます。

次に、121ページに参りまして、5項 住宅費では2,227万3,000円の減額でございます。この費目では、公営住宅管理経費や公営住宅改良事業などの各種事務事業に係る経費のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。主なところでは、122ページになりますけれども、2目 住宅建設費の事業目1 公営住宅建設事業で1,460万2,000円の減額でございます。静内柏台団地に係る実施設計業務委託や建設工事等に係る経費の執行整理によるもの、また静内山手町団地に係るものでは建設業務委託や用地測量業務委託、地盤調査業務委託の執行整理のほか、公営住宅の工期の遅れに伴い外構工事が実施できなくなったことによる減額整理、さらには事業量の見直しによる公営住宅建替工事振動・影響調査の追加、アスベスト含有の判明に伴い、除去費用を含めた公営住宅等解体経費の追加をしようとするものでございまして、影響調査業務や解体工事にあつては今年度中に事業が完了しないことから、繰越明許を設定し、次年度へと繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、124ページに参ります。9款、1項 消防費では1,563万7,000円の減額でございます。この費目では、日高中部消防組合負担金や防災行政無線の維持管理、防災対策経費などの各種事務

経費に係る経費のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございまして、125ページまでございます。主なところでは、1目 消防費の事業目1 日高中部消防組合負担金で1,428万3,000円の減額でございますが、一部事務組合での各種事務事業に係る執行整理による構成町負担金の減額でございます。

126ページに参ります。10款 教育費、1項 教育総務費では338万9,000円の追加でございます。この費目では、教育委員会運営経費や教育指導経費、奨学金事業、G I G Aスクール構想推進事業のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございまして、129ページまでございます。主なところでは、2目 事務局費では、127ページになりますが、事業目5 学校保健事業で882万1,000円の追加でございまして、執行整理のほか、各学校における新型コロナウイルス感染対策に係る保健衛生用品等の購入経費として900万円追加してございまして、内訳としましては、10節 需用費の消耗品に470万円、17節 備品購入費の一般備品に35万円、教材備品に395万円を追加してございますが、今年度中に事業が完了しないことから、全額を繰越明許費の設定をし、次年度へと繰り越して執行しようとするものでございます。なお、財源でございますが、学校保健特別対策事業費補助金と地方創生臨時交付金の補助裏分で全額充当してございます。

次に、129ページに参ります。2項 小学校費では8,540万円の追加でございます。この費目では、小学校の管理経費や児童就学援助事業などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございまして、131ページまでございます。主なところでは、1目 学校管理費の事業目1 小学校管理経費で8,539万5,000円の追加でございまして、こちらにも別冊資料のほうを御覧いただきたいのですが、資料の一番下段になります。学校施設環境改善事業でございまして、小学校分の8,400万円の追加でございまして、国の補正予算による学校施設環境改善交付金を受けて、学校施設の脱炭素化を図るため静内小学校の改修工事を行おうとするもので、照明のLED化では校舎棟で764か所、体育館棟で48か所の改修、暖房機の高効率空調では校舎系統のボイラー2基の改修を行おうとするものでございまして、事項別明細書では130ページになりますが、中段、14節 工事請負費の学校施設照明器具改修工事及び学校施設暖房機改修工事として追加計上してございます。財源としましては、対象事業費の学校施設環境改善交付金で3分の1、残りに補正予算債としての学校施設改修事業債を100%充当してございます。なお、補正予算債にあつては、後年度の元利償還金に対し50%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなります。また、当事業は本年度中に事業が完了しないことから、全額を繰越明許費を設定し、次年度へ繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、131ページに参りまして、3項 中学校費では5,276万8,000円の追加でございます。この費目では、中学校の管理経費や生徒就学援助事業、教育振興経費などの各種事務事業に係る執行整理でございまして、133ページまでございます。主なところでは、1目 学校管理費の事業目1 中学校管理経費で5,257万6,000円の追加でございまして、こちらにつきましても別冊資料のほうを御覧いただきまして、一番下の学校施設環境改善事業でございまして、中学校分の5,200万円の追加でございまして、こちらにも静内小学校と同様に国の補正予算による学校施設環境改善交付金を受けて、学校施設の脱炭素化を図るため静内中学校の改修工事を行おうとするもので、照明のLED化を校舎棟で932か所、体育館棟で118か所の改修を行おうとするものでございまして、事項別明細書では132ページになりますが、中段の14節 工事請負費の学校施設照明器具改修工事として追加計上してございます。財源及び繰越明許費の設定につきましても先ほど御説明いたしました

た内容と同じ内容でございますので、説明につきましては省略させていただきます。

次に、2目 教育振興費では、133ページになりますが、事業目4 教育振興経費で68万6,000円の追加でございますが、18節 負担金、補助及び交付金の中学校各種大会等参加補助金では96万7,000円の追加でございます。コロナ禍にあってなかなか部活動ができない状況にありましたが、活動が許され、限られた期間に参加した各種大会での成績などにより予算に不足が見込まれたことによる追加補正でございます。

その下になりますが、4項 社会教育費では1,796万5,000円の減額でございます。この費目では、社会教育委員経費や家庭教育事業、総合町民センターや公民館の管理経費、文化財保護や図書館の運営経費などのほか、職員の人件費に係る執行整理でございます。139ページまででございます。主なところでは、1目 社会教育総務費で、134ページになりますが、ページ下段の事業目6 芸術文化事業において、次ページにまたがりませんが、12節 委託料の芸術鑑賞業務委託や18節 負担金、補助及び交付金の総合町民センター利用奨励補助金などでコロナ禍の影響により事業中止や補助金の未執行などによる予算の皆減をしておりますし、この費目では青少年教育事業や高齢者教育事業など町民の参加があって初めて事業が成り立つ事業が多くございますので、これらの事業の中止や規模縮小、実施方法の変更などにより執行残が多く出ている状況でございます。

次に、138ページに参ります。4目 図書館費の事業目2 図書館運営事業の文化振興課分で17節 備品購入費の図書では、いただいた寄附金を活用した図書購入経費を追加しております。

139ページに参りまして、5項 保健体育費では589万9,000円の減額でございます。この費目では、スポーツ推進委員経費や体育団体活動助成事業、体育施設や乗馬施設の維持管理などのほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。143ページまででございます。主なところでは、1目 保健体育総務費の事業目3 体育団体活動助成事業で366万円の減額でございますが、コロナ禍においてシベチャリマラソン・駅伝大会の中止や各種大会の中止などにより団体等への補助金が大幅に減額となっておりますし、このほかの各種教室の開催見送りなどにより執行残が出ている状況でございます。

143ページに参ります。6項 学校給食費では329万2,000円の追加でございます。この費目では、給食センター管理経費や職員の人件費に係る執行整理をしております。144ページまででございます。主なところでは、1目 学校給食費の事業目3 学校給食調理経費で277万5,000円の追加でございますが、学校給食の賄い材料費において急激な食材の高騰による影響を受けたための追加でございます。

次に、145ページに参ります。11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費では141万8,000円の減額、2項 土木施設災害復旧費では317万5,000円の減額、146ページに参りまして、3項 その他公共施設災害復旧費では34万5,000円の減額でございます。これらは、豪雨などの自然災害に対応した災害復旧経費の執行整理でございます。内容の詳細な説明は省略させていただきます。

148ページに参ります。12款、1項 公債費では1,204万2,000円の減額でございます。償還元金では利率変動に伴う影響による増額、償還利子では令和2年度発行債の利率確定による減額などにより整理しております。

149ページになりますが、13款 諸支出金、1項 基金費では1億336万4,000円の追加でございます。この費目では各種基金への積立金の整理をしております。主なところでは、1目 基金費

の事業目1 各種基金積立金の総務課分でございますが、財政調整基金積立金では一般資金と指定寄附のあった寄附金の積立てや土地の賃貸や売払いに係る収入分など積み立てる分で1,261万円の追加があるものの、新財政計画での積立金3億8,000万円のうち今回の補正予算の収支調整をここで行ったことにより、当基金では9,851万5,000円の減額となっております。また、減債基金積立金では3,057万円の追加でございますが、地方財政法第7条の規定により、余剰金の2分の1を下らない額は余剰金の生じた翌々年度までに積み立てなければならないとされていることから、当初予算に計上している予算に対し、令和2年度の繰越金の2分の1相当額に不足する分を今回追加してございます。企画課分のまちづくり基金積立金では1億694万円の追加、こちらはJR北海道からのまちづくり支援金など積み立てるものでございますし、その下のまちづくり推進課分の4,730万円の追加は、ふるさと応援寄附金などの積み立てるものでございます。また、管理課分では2,309万9,000円の追加でございますが、奨学基金積立金では真沼津川改修補償物件等移転補償費余剰分で1,997万9,000円のほか、奨学基金としていただいた寄附金を積み立てようとするもので、2,077万7,000円を追加してございます。

以上で歳出の説明を終わります。なお、150ページ、151ページにつきましては給与費明細書を添付してございます。また、各会計の補正予算の事項別明細書の次に同様に添付をしてございますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に……

○議長(福嶋尚人君) 課長、ここで休憩したいと思います。

暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) それでは、歳出の御説明終わりましたので、一般11ページのほうをお聞きください。歳入のほうの御説明いたします。一般11ページになります。

2 歳入でございます。1款 町税でございますが、こちらは13ページまででございます。現年課税分は課税標準額、課税評価額等の見込みにより、滞納繰越分につきましては前年度以前の繰越調定額に収納率を乗じて見積もってございます。主なところでは、1項 町民税、1目 個人では、現年課税分において1億4,617万1,000円の追加でございます。こちらは、当初予算の見積りにおいてコロナ禍の影響による減収をリーマンショック時相当と考え、大幅な減収を見込んでございましたが、本年度の当初予定において予算額と1億円以上の開きがあったことから、コロナ禍の減収予想を過大に見積もったことによるものでございます。

また、2目 法人税の現年課税分においても4,468万6,000円の追加でございますが、こちらも同様の理由により追加しようとするものでございます。

2項、1目 固定資産税では、家屋償却資産において新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例による減免などにより701万円の減額としてございます。

13ページに参ります。2款 地方譲与税から15ページの8款 環境性能割交付金までは、いずれ

も令和2年度の決算額に地方財政計画の伸び率を乗じ、本年度のこれまでの収入状況を勘案しまして見積もったところでございます。

16ページに参ります。9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金と10款 地方特例交付金につきましては、交付金額が確定しておりますので、その金額を計上してございます。

11款 地方交付税では、普通交付税につきましてはその決定額を計上し、特別交付税につきましては本町が国に対して報告している特殊財政需要額や過去の交付実績を勘案し、見積もったところでございます。

17ページになりますが、12款 交通安全対策特別交付金では、地方譲与税等と同様に見積もったところでございます。

13款 分担金及び負担金から22ページの14款 使用料及び手数料につきましては、事務事業費等の確定や利用実績、あるいは利用見込みにより決算見込みを推計しまして見積もってございます。なお、内容につきましてはお目通しをいただきまして、説明は省略させていただきます。

23ページに参ります。15款 国庫支出金でございますが、27ページまでございまして、それぞれの事務事業等の執行状況に基づき確定したものは確定額を、未確定なものについては交付決定額や事業費の見込みにより積算をしてございまして、それぞれ補助率等を乗じ見積もってございます。なお、一部の国庫支出金については、歳出の充当財源のところでお説明しましたが、それ以外の補正内容につきましてはお目通しをいただきまして、説明は省略させていただきます。

次に、27ページに参ります。16款 道支出金では、31ページまでございますが、道支出金につきましても国庫支出金と同様に精査を行い、見積もってございます。こちらにつきましても個々の費目の内容の説明につきましてはお目通しをいただき、省略をさせていただきます。

次に、32ページに参ります。17款 財産収入でございますが、1項 財産運用収入では決算見込みを立て見積もってございますし、2項 財産売却収入では記載の項目ごとの実績と今後の見込みを整理し、見積もってございます。

33ページになりまして、18款 寄附金では、35ページまでございますが、最終予算整理時点までに確定している分を見積もってございます。

35ページに参りまして、19款 繰入金でございますが、1項 基金繰入金の財政調整基金分では、さきの補正予算にて収支調整財源として繰り入れたものを皆減してございますし、奨学基金やまちづくり基金では事業の執行整理による減額をしてございます。

36ページに参ります。2項 特別会計繰入金でございますが、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、健康診断等受診率向上特別事業費補助金を受けて、一般会計が実施している事業に充当したものを整理してございます。国民健康保険特別会計繰入金では、保険給付費等交付金を受けて実施する国民健康保険税の徴収経費で一般会計が負担している経費に充当しようとするものでございます。

20款 繰越金では、令和2年度の収支決算で生じた純繰越金の全額を予算計上したものでございます。

21款 諸収入では、42ページまでございますが、収入実績あるいは収入見込みを立てまして見積もってございます。なお、個々の費目につきましてはお目通しいただきまして、詳細の説明は省略をさせていただきます。

次に、42ページに参ります。22款 町債では、45ページまでございます。町債の主なところでは、

1目 総務費の過疎地域自立促進特別事業債でございますが、過疎債の根拠法令が変更となったことに伴い、こちらを皆減し、新たに過疎地域持続的発展特別事業債を追加しているところでございます。

44ページに参ります。7目 臨時財政対策債では2億5,710万円の減額でございますが、これは当初予算時の算定にあっては、前年度決算見込額に地方財政計画の伸び率を考慮し試算しているところでございますが、本年度の臨時財政対策債発行可能額の確定が当初と比較しまして1億5,590万円の減となったこと、さらには国の令和3年度補正予算において令和3年度普通交付税の再算定が行われ、基準財政需要額の項目に新たに臨時財政対策債償還基金費が臨時的に創設されたところでございまして、この費目は令和3年度の臨時財政対策債の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため創設されたもので、当町では1億125万7,000円が追加算定されたところでございます。この分の起債の発行をしないこととして整理してございますので、この分の減額となったところでございます。そのようなことで2億5,710万円の減額となったところでございます。

そのほかの町債につきましては、事業費等の確定したものは確定額を基礎に、未確定なものについては事業費の見込みにより積算をしてございまして、それぞれ充当率を乗じ見積もってございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、一般6ページのほうにお戻りください。一般6ページになります。「第2表 繰越明許費補正(追加)」でございます。2款 総務費、3項 戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業では金額が357万5,000円、3款 民生費、1項 社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業で金額が1億4,565万8,000円、事業名、介護サービス提供基盤等整備事業では金額が3,653万円、8款 土木費、5項 住宅費、事業名、公営住宅建設事業では金額が1億5,340万円、10款 教育費、1項 教育総務費、事業名、学校等における感染症対策等支援事業では金額が900万円、2項 小学校費、事業名、静内小学校改修事業では事業費8,400万円、3項 中学校費、事業名、静内中学校改修事業で金額は5,200万円でございます。事業内容につきましては歳出の内容説明において御説明しましたので、省略をさせていただきますが、その中でも3款、1項、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業につきましては、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する事業でございますが、年度内の事業完了が困難なことから、繰越明許費を設定し、次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。また、事業名、介護サービス提供基盤等整備事業につきましては、認知症高齢者グループホームの増改築等に係る事業でございますが、北海道からの補助金交付決定の時期が大幅にずれ込んだことにより年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費を設定し、次年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、7ページに参ります。「第3表 債務負担行為補正(追加)」でございます。上段の町長及び町議会議員選挙ポスター掲示場等作成設置管理業務委託のための債務負担行為でございますが、令和4年4月17日執行の町長、町議会選挙のポスター掲示場及び啓発看板の設置に伴い債務負担行為を設定するものでございまして、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は936万6,000円でございます。次に、中段の生活支援ハウスきずな指定管理業務に係る債務負担行為でございますが、当該施設に係る指定管理期間が今年度で終了することから、新たに令和4年度から

5年間の指定管理業務委託を行うため債務負担行為を設定するものでございまして、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は2,139万9,000円でございます。次に、下段の町民保養施設「静内温泉」及び森林公園緑のふるさと「温泉の森」の管理運営に係る債務負担行為でございまして、静内温泉に係る指定管理期間が今年度で終了することから、新たに令和4年度から5年間の指定管理業務委託を行うものと、併せて温泉の森の管理運営についても指定管理委託するため債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は2億1,697万5,000円でございます。なお、これら3件の債務負担の設定における開始年度を令和3年度からとさせていただきますが、令和3年度は契約行為のみで、いずれも当該債務負担行為に係る経費の執行はございません。

次に、「第4表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額は、過疎地域持続的発展特別事業債では限度額を1億2,870万円、学校施設改修事業債では限度額を9,060万円追加し、限度額の合計を20億2,730万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては文言記載のとおりでございます。内容の説明は省略させていただきます。なお、追加となる理由につきましても歳出及び歳入で御説明していますので、ここでの説明を省略させていただきます。

次に、8ページに参ります。「第4表 地方債補正(変更)」でございます。過疎地域自立促進特別事業債ほか21項目の地方債について合わせて5億740万円を減額し、補正後限度額を15億1,990万円にしようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号について御説明をいたします。議案第3号は別冊となっております。議案第3号は、令和3年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

令和3年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,124万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,250万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、国保9ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款 総務費では、10ページにまたがり、一般事務経費や国民健康保険団体連合会負担金、国民健康保険運営協議会経費など各種事務経費に係る執行整理となっております。個別の内容説明は省略をさせていただきます。

次に、10ページに参りまして、下段になりますが、2款 保険給付費では、12ページまでございますが、療養給付費や高額療養費、葬祭費、扶助経費など各種経費に係る執行整理となっておりますが、10ページの1項 療養諸費では8,936万3,000円の追加、11ページに参りまして、2項 高額療養費では1,425万円の追加でございますが、これらは医療機関等への受療行動が回復し、医療費等の増加に伴う追加補正でございます。

12ページに参ります。3款 国民健康保険事業費納付金では、13ページにまたがっておりますが、医療給付費納付金や後期高齢者支援金納付金など各種経費に係る執行整理でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

13ページになりますが、6款 保健事業費では、14ページにまたがり、特定健康診査等事業や保健衛生普及事業など各種事務事業に係る執行整理でございます。内容の説明を省略をさせていただきます。

14ページに参りまして、7款 諸支出金では、15ページにまたがり、償還金や一般会計等への繰出金など各種経費に係る執行整理でございますが、15ページの2目 一般会計繰出金では、一般会計の歳入でも御説明しましたが、国民健康保険税の収納率向上対策事業に充てるため、一般会計へ繰り出す経費を追加してございます。

8款 繰上充用金では451万3,000円の減額でございますが、令和2年度決算の収支不足額が当初積算より圧縮となったことから、減額整理するものでございます。

16ページに参ります。9款 基金積立金では436万9,000円の追加でございます。今後の税率改正時における保険税額の急激な上昇の抑制等を行うための財源とするため、基金へ積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の御説明をしますので、国保5ページにお戻りください。2 歳入でございます。

1款 国民健康保険税でございますが、一般被保険者の現年課税分につきましては5,670万6,000円の減額でございますが、これは当初予算において改正前の税率での見積りでございましたので、収支調整分として医療費分に多く賦課してございましたが、令和3年度の税率改正により、支援金や介護納付金分、保健基盤安定分の増額の見込みにより医療給付分が減額となるものでございます。

次に、6ページに参ります。2款 使用料及び手数料では督促手数料について決算見込みを立てた結果、追加補正となったものでございますし、3款 道支出金では普通納付金で1億373万円の追加でございますが、歳出でも御説明しましたが、医療費分の追加補正でございます。

4款 繰入金では、保険税軽減分、保険者支援分などの繰り出し基準のルールに基づく分の整理をするほか、7ページになりますが、5節 その他一般会計繰入金では、町が実施する福祉医療助成制度の実施に伴い、保健事業費納付金にその医療給付費の波及増分が一定割合で加算されていくことから、その影響分も含めた繰入金の整理をしてございます。

5款 諸収入では、8ページにまたがっておりますが、それぞれの費目ごとに実績あるいは決算見込みを立て見積もっております。

8ページに参ります。6款 国庫支出金でございますが、1目 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金では10万1,000円の新たな計上でございますが、市町村事務処理標準システムのオンライン資格確認対応経費に係る国庫補助金でございますが、補助率は10分の10となっております。既定予算の該当経費に充当してございます。

その下の2目 災害等臨時特例補助金では44万9,000円の新たな計上でございますが、コロナ禍の影響による国民健康保険税の減免に係る国庫補助金でございますが、医療分、支援分、介護分のそれぞれの減免額に対し、10分の6の補助率となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号の説明をいたしますので、ピンク色の間紙の次のページをお開きください。議案第4号は、令和3年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和3年度新ひだか町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ

る。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ537万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,710万4,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、高齢者7ページをお開きください。3 歳出でございます。1款 総務費では、一般事務経費と徴収経費に係る執行整理でございますので、説明は省略をさせていただきます。

8ページに参りまして、2款 後期高齢者医療広域連合納付金では負担金額の額の確定などに伴う執行整理でございますし、3款 諸支出金では財源内訳の整理でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、高齢者5ページへお戻りください。2 歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料では、普通徴収保険料において当初見込みよりも収納が伸びたことによる追加補正となっております。

3款 繰入金では、繰り出し基準に基づく繰入金の整理をしております。

6ページに参りまして、4款 繰越金では、令和2年度の収支決算で生じた余剰金につきまして全額計上したものでございます。

5款 諸収入及び6款 広域連合交付金では、それぞれの費目ごとに実績あるいは決算見込みを立て見積もっております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号について御説明いたしますので、青色の間紙の次のページをお開きください。議案第5号は、令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)でございます。

令和3年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ864万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,199万1,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、簡水9ページをお開きください。3 歳出でございます。1款 総務費では90万5,000円の追加でございますが、各種事務に係る経費のほか、職員の事務経費に係る経費の執行整理でございます。主なところでは、事業目1 一般管理経費の18節 負担金、補助及び交付金の水道料金システム更新負担金で116万8,000円の追加でございますが、水道料金システムにあつては水道事業会計のシステムを当特別会計においても利用しており、係る経費の一部を水道事業会計へ負担しているところでございますが、システム更新を行った際、係る経費を一括で負担するのではなく分割で負担することとしていましたが、令

和4年度の会計統合により残り分を本年度で負担することとしたための追加計上となっております。

10ページに参ります。2款 簡易水道事業費では792万3,000円の減額でございます。この費目では、簡易水道施設の維持管理や施設改良に係る執行整理でございますが、1目 施設管理費の事業目1 簡易水道施設管理経費では、修繕料において235万3,000円の追加補正をしてございますが、これは第1取水ポンプ場の発電機故障に係る修繕料の追加でございます。

11ページに参りまして、3款 公債費では162万6,000円の減額でございますが、償還元金については財源調整のみを、償還利子については令和2年度発行債の利率確定による減額により整理してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の御説明をいたしますので、簡水6ページにお戻りください。2 歳入でございます。1款 分担金及び負担金では15万5,000円の減額、2款 使用料及び手数料では1,662万4,000円の減額でございますが、令和2年度決算額及び令和3年度の確定額等をベースに決算見込みを立てて見積もったところでございます。

7ページに参りまして、3款 繰入金では繰り出し基準に基づく繰入金の整理をしてございまして、4款 繰越金では令和2年度の収支決算で生じた余剰金につきまして全額計上したものでございます。

また、5款 諸収入では、消費税還付金について実績により整理をしてございます。

8ページに参ります。6款 町債では1,010万円の減額でございますが、各事業費の確定に伴い財源の整理をしてございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、簡水3ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(変更)」でございます。水道施設整備事業債では980万円を減額、公営企業会計適用債では30万円を減額し、合計で1,010万円を減額し、補正後の限度額を1億4,240万円にしようとするものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号について御説明いたしますので、黄色の間紙の次のページをお開きください。議案第6号は、令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第6号)でございます。

令和3年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,331万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,639万5,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書より御説明いたしますので、下水道9ページをお開きください。3 歳出でございます。1款、1項 下水道費、1目 一般管理費では504万7,000円の減額でございます。各種事務事業のほか、職員の人件費に係る経費の執行整理でございます。内容の説明は省略をさせていただきます。

10ページに参りまして、2目 施設管理費では101万2,000円の追加でございますが、事業目1 静内終末処理場管理経費で消耗品費において水処理用の薬剤などの購入経費や、12節 委託料の脱水汚泥処分業務や脱硫剤処分業務などで不足が見込まれることから、これらを追加をさせていただきます。

11ページに参りまして、3目 下水道建設費では1,726万4,000円の減額でございます。12ページにまたがっておりますが、補助事業費の採択減や事業費調整、事業費の確定に伴いまして事業費の精査をさせていただきます。

12ページに参ります。2款 公債費では102万3,000円の減額でございますが、償還元金については財源調整のみを、償還利子については令和2年度発行債の利率確定による減額により整理させていただきます。

3款 繰上充用金では98万8,000円の減額でございます。令和2年度決算の収支不足額が当初積算より圧縮となったことから、減額整理するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、下水道6ページにお戻りください。2 歳入でございます。1款 分担金及び負担金では215万3,000円の減額でございます。2款 使用料及び手数料では、7ページにまたがりますが、2億9,445万円の減額でございますが、令和2年度の確定額等をベースに決算見込みを立てまして見積もったところでございます。

7ページに参りまして、3款 国庫支出金では855万1,000円の減額でございますが、対象事業費の確定に伴い整理するものでございます。

8ページに参りまして、4款 繰入金では2億9,575万9,000円の追加でございます。繰り出し基準に基づく整理分で414万7,000円の減額、地方創生臨時交付金事業の整理分で9万4,000円の減額のほか、資金不足に係る赤字補填分として3億円の追加補正でございます。

5款 諸収入では501万5,000円の減額でございますが、各種経費を精査し、見積もったものでございますし、6款 町債では890万円の減額でございます。下水道の建設事業費等の確定に伴い財源の精査をさせていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、下水道3ページのほうにお戻りください。「第2表 地方債補正(変更)」でございます。特定環境保全公共下水道事業債で830万円を減額、公営企業会計適用債では60万円を減額し、合計で890万円を減額し、補正後の限度額を3,090万円にしようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

以上で私からの説明を終わります。議案第7号及び議案第8号につきましては、それぞれ担当課長、事務長より御説明をいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 桂田上下水道課長。

[上下水道課長 桂田達也君登壇]

○上下水道課長(桂田達也君) ただいま上程されました「議案第7号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第5号)」について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費等の確定及び予定量の見込みによる整理となっております。

第1条は、総則となりまして、令和3年度新ひだか町水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第2条は、業務予定量の補正となりまして、令和3年度新ひだか町水道事業会計予算第2条に定めた業務予定量を次のとおり補正するものでございます。

(1)給水戸数では40戸減の8,940戸に、(2)年間給水量では1万3,900立方メートル減の169万9,100立方メートルに、(3)1日平均給水量では30立方メートル減の4,660立方メートルに、(4)主要な建設改良事業では3つの事業について事業量の確定に伴い整理するもので、イ 水道管路耐震化等推進事業は242万8,000円減額し、2,807万2,000円に、ロ 基幹水道構造物耐震化事業は608万9,000円減額し、1億6,331万1,000円に、ハ 町道対策配水管新設等工事は143万9,000円減額し、1,336万1,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の補正となり、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款 水道事業収益では44万2,000円減額し、4億7,128万3,000円にするもので、第1項 営業収益では153万1,000円追加し、3億9,898万7,000円に、第2項 営業外収益では197万1,000円減額し、7,229万6,000円に、第3項 特別利益では2,000円を皆減するものでございます。

支出、第1款 水道事業費用では1,467万3,000円減額し、3億9,253万2,000円にするもので、第1項 営業費用では1,427万4,000円減額し、3億6,424万3,000円に、第2項 営業外費用では40万7,000円減額し、2,813万1,000円に、第3項 特別損失では8,000円追加し、15万8,000円にするものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりをいただきたいと思います。第4条は、資本的収入及び支出の補正となり、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,345万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,825万2,000円、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,520万4,000円で補填するものとする。

収入、第1款 資本的収入では516万円減額し、1億8,463万6,000円にするもので、第1項 企業債では610万円減額し、1億6,330万円に、第2項 負担金では53万6,000円減額し、246万4,000円に、第3項 繰入金では116万8,000円追加し、1,042万4,000円に、第5項 補償金では30万8,000円追加し、144万8,000円にするものです。

支出、第1款 資本的支出では1,342万5,000円減額し、3億2,809万2,000円にするもので、第1項 建設改良費では1,342万5,000円減額し、2億2,639万6,000円にするものです。

第5条、継続費の補正となりまして、予算第5条に定めた継続費は次のとおり補正するもので、基幹水道構造物耐震化事業では総額で1,685万円減額の5億985万円とし、年割額を令和3年度は1億6,331万1,000円に、令和4年度は1億6,714万円に、令和5年度は1億7,939万9,000円にするものでございます。

第6条は、企業債の補正となりまして、予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正するもので、緊急時給水拠点確保等事業債は610万円減額し、1億6,330万円とし、利率につきましては変更ございません。

次に移りまして、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正となりまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

(1)職員給与費では52万3,000円減額し、6,156万9,000円にするものです。

第8条は、他会計補助金の補正となりまして、予算第9条に定めた一般会計または他の特別会

計からの補助金等の金額を次のとおり補正するものです。

(2)三石地区簡易水道事業分の業務委託及び量水器購入費に要する経費に対する負担金として104万3,000円減額し、871万5,000円に、(3)稲見共同井戸の環境整備業務委託に対する負担金として1万円減額し、7万4,000円に、(4)下水道量水器の検査期間満了取替等に対する負担金として1万4,000円減額し、4万1,000円に、(5)公共下水道使用料の賦課及び徴収事務に要する経費に対する負担金として195万2,000円減額し、2,577万7,000円に、(8)三石地区簡易水道事業分の料金システム更新に要する経費に対する繰入金として116万8,000円追加し、155万7,000円にするものです。

第9条は、利益剰余金処分の補正となりまして、予算第10条に定めた利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものです。

令和3年度当年度純利益が6,105万9,000円となる予定であることから、水道設置条例に基づき、(1)減債積立金を900万円追加し、3,000万円に、(2)建設改良積立金を900万円追加し、3,000万円に、(3)利益積立金を14万4,000円減額し、105万9,000円にするものです。

1枚おめくりをいただき、水道1ページを御覧ください。こちらは、収益的収入及び支出の目別の総括になります。続いて、2ページには資本的収入及び支出の目別の総括になります。これらにつきましては、お目通しを願ひまして、説明を省略させていただきます。

続いて、明細書で説明をいたします。補正值、増減等につきましては資料等で御確認をいただき、主な内容のみを説明させていただきます。水道4ページを御覧ください。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費では、神森浄水場取水施設等維持管理経費として、また2目 配水及び給水費では配水施設等維持管理経費として、それぞれ3月末までの事業量に係る見込みによる整理を行ってございます。

続いて、水道4ページから5ページにかけて御覧ください。3目 総係費では、水道料金の賦課徴収事務及び企業会計事務に係る経費の3月末までの見込みによる執行整理を行ってございます。

4目 減価償却費と5目 資産減耗費では、令和2年度決算における建設改良費の確定により、それぞれ執行整理を行ってございます。

2項 営業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費では、令和2年度借入分企業債の利率確定により整理を行ってございます。

2目 消費税と3目 雑支出では、3月末までの事業費仮見込みにより追加するものでございます。

3項 特別損失、1目 過年度損益修正損では、当初の見込みにより過年度水道料金の構成が増加したことにより追加するものでございます。

恐れ入ります。水道3ページにお戻りください。1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益では、当初予定の想定よりも調定額の増加が見込まれることから、追加するものでございます。

2目 その他営業収益と3目 他会計負担金では、3月末までの見込み分によりそれぞれ整理を行ってございます。

2項 営業外収益、1目 受取利息及び配当金では追加分の整理。

3目 長期前受金戻入では、令和2年度決算、建設改良費等の確定を受け、減価償却費と連動す

ることから、先ほど説明した歳出の減価償却費と同様に整理を行うものでございます。

4目 雑収益では、下水道事業事務受託負担金の確定整理。

5目 他会計補助金では、新型コロナウイルス感染症対策事業による水道基本料金免除額の確定により整理を行ってございます。

3項 特別利益、1目 過年度損益修正益では、2,000円を皆減するものです。

恐れ入ります。水道7ページを御覧ください。資本的支出、1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 配水施設改良費では、主な事業費の確定による執行整理でございます。

次に、水道6ページにお戻りください。資本的収入、1款 資本的収入、1項 企業債から3項 繰入金及び5項 補償金では、全て資本的支出の建設改良事業費の確定により執行整理を行ってございます。

次に、水道8ページから9ページにかけては給与費明細書、水道10ページは令和3年度新ひだか町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、水道11ページから12ページにかけては令和3年度新ひだか町水道事業予定損益計算書、水道13ページから14ページにかけては令和3年度新ひだか町水道事業予定貸借対照表となりますので、お目通しを願ひまして、説明を省略させていただきます。

以上で「議案第7号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第5号)」の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

米田町立病院事務長。

[新ひだか町立病院事務長 米田一治君登壇]

○新ひだか町立病院事務長(米田一治君) ただいま上程されました「議案第8号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)」につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、町立静内病院において実施いたしました旧介護老人保健施設を活用した感染症病床の開設に伴い、一般会計と病院事業会計の負担割合に変更が生じたことによる増額補正並びに新型コロナウイルス感染症の影響により病院事業全体で増加いたしました臨床検査委託料などの各種経費の補正、燃料費の高騰に伴う増額補正のほか、年度内に執行した各項目の執行整理を行おうとするものでございます。

第1条は、総則でございまして、令和3年度新ひだか町病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございまして、令和3年度新ひだか町病院事業会計予算、以下予算とします。第3条に定めた収益的支出の第6項を第7項に、第5項を第6項に、第4項を第5項に改め、第3項の次に第4項 静内企業債償還金を加え、第7項の次に第8項 三石企業債償還金を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益は、3,052万9,000円を減し、19億3,661万4,000円に、第1項 静内医業収益は、8,934万7,000円を減し、8億4,592万8,000円に、第2項 静内医業外収益は、8,858万

3,000円を追加し、5億5,037万円に、第4項 三石医業収益は1億6,728万6,000円を減し、2億1,890万4,000円に、第5項 三石医業外収益は1億3,752万1,000円を追加し、3億1,741万2,000円にしようとするものです。

支出の第1款 病院事業費用は3,052万9,000円を減し、19億3,661万4,000円に、第1項 静内医業費用は22万1,000円を減し、13億3,447万2,000円に、第2項 静内医業外費用は23万5,000円を減し、6,327万6,000円に、第3項 静内特別損失は111万7,000円を減し、74万1,000円に、第4項 静内企業債償還金は80万9,000円を追加し、80万9,000円に、第5項 三石医業費用は3,686万5,000円を減し、5億1,233万7,000円に、第6項 三石医業外費用は60万6,000円を減し、1,627万3,000円に、第7項 三石特別損失は236万5,000円を追加し、336万5,000円に、第8項 三石企業債償還金は534万1,000円を追加し、534万1,000円にしようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,425万7,000円は当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金1,021万7,000円で補填し、なお不足する額4,404万円は一時借入金で措置するものとしております。

収入の第1款 資本的収入は837万6,000円を減し、2億1,321万1,000円に、第1項 静内補助金は573万5,000円を減し、1億4,839万6,000円に、第2項 静内企業債は180万円を減し、4,350万円に、第3項 三石補助金は44万1,000円を減し、1,861万5,000円に、第4項 三石企業債は40万円を減し、270万円にしようとするものでございます。

支出の第1款 資本的支出は1,426万2,000円を減し、2億6,746万8,000円に、第1項 静内建設改良費は749万5,000円を減し、1億895万2,000円に、第2項 静内企業債償還金は77万4,000円を減し、1億2,550万4,000円に、第3項 三石建設改良費は88万円を減し、343万円に、第4項 三石企業債償還金は511万3,000円を減し、2,958万2,000円にしようとするものでございます。

第4条は、企業債の補正でございまして、予算第5条に定めた起債の限度額について次のとおり補正するものでございます。起債の目的は医療機器等購入事業債で、限度額について220万円を減じた4,620万円とするもので、利率等の取扱いの変更はございません。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費を2,680万6,000円を減し、11億1,747万4,000円にしようとするものでございます。

第6条は、他会計からの補助金の補正でございまして、予算第9条中「5億2,659万7,000円」を「7億4,393万8,000円」に改めるものでございます。

第7条は、たな卸資産購入限度額の補正でございまして、予算第10条中「1億8,859万3,000円」を「1億7,016万4,000円」に改めるものでございます。

続きまして、病院の5ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書の支出より御説明をいたします。1款 病院事業費用、1項 静内医業費用、1目 給与費は、人件費の整理でございますので、説明は割愛させていただきます。

2目 材料費は、執行整理により391万7,000円の減としておりますが、このうち薬品費は、新型コロナウイルス感染症対策のため院内調剤分が増加したことなどに伴いまして296万9,000円の増となっております。

6 ページに参りまして、3 目 経費につきましては1,238万6,000円の追加で、主なものとしては暖房用燃料の高騰と感染症病床の運用開始に伴う光熱水費253万7,000円と燃料費291万2,000円の追加、多目的トイレの自動ドア修理などによる修繕費143万2,000円の追加と、委託料の主なものといたしまして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い件数が増加いたしました臨床検査委託料554万円と、新規分といたしまして住民により分かりやすい情報提供を行うための病院ホームページの改修経費として40万円を追加し、委託料全体では695万5,000円を追加しております。

5 目 資産減耗費、6 目 研究研修費は、それぞれ執行整理となっており、2 項 静内医業外費用では、7 ページに参りまして、1 目 支払利息及び企業債取扱諸費及び2 目 消費税及び地方消費税並びに3 項 静内特別損失、1 目 過年度損益修正損では執行整理となりますが、消費税で今年度分の納税額を試算し、追加補正を行っております。

4 項 静内企業債償還金、1 目 企業債償還金は、前年度に行いました特別減収対策企業債の元金償還金として80万9,000円を追加するものでございます。

5 項 三石医業費用、1 目 給与費は、人件費の整理でございますので、説明は省略させていただきます。

2 目 材料費及び8 ページに参りまして、3 目 経費、6 項 三石医業外費用の項目では、各節の実績及び執行見込みにより整理を行ったもので、7 項 三石特別損失、1 目 過年度損益修正損は、今年度末までに必要となる過年度過誤納金並びに不納欠損金の見込みにより236万5,000円を追加し、8 項 三石企業債償還金、1 項 企業債償還金は、前年度に行いました特別減収対策企業債の元金償還金として534万1,000円を追加するものでございます。

次に、収入につきまして説明いたしますので、病院の4 ページにお戻りください。1 款 病院事業収益、1 項 静内医業収益、1 目 入院収益は4,080万5,000円の減、2 目 外来収益は3,487万7,000円の減、3 目 その他医業収益は1,366万5,000円の減となっておりますが、これはコロナ禍の影響によるものが大きく、当初予算に計上した収益を確保できない見込みとなったことから、それぞれ減額しようとするものでございます。

2 項 静内医業外収益、2 目 他会計補助金は基準内・基準外繰り出しを合わせ8,431万9,000円を追加し、4 目 その他医業外収益では6万6,000円を減し、6 目 道補助金は新型コロナウイルス感染症対策に伴う防護具などの購入費用として交付された433万円を追加計上しております。

4 項 三石医業収益、1 目 入院収益は8,627万円の減、2 目 外来収益は1億379万3,000円の減となっておりますが、当初予算におきまして計上いたしました収益を確保できない見込みによるものとコロナ禍の影響により患者が減少したことにより、減額しようとするものでございます。

3 目 その他医業収益では2,277万7,000円の追加となっておりますが、これはPCR検査収益と新型コロナウイルスワクチン接種料に係る増額となっております。

5 項 三石医業外収益、2 目 他会計補助金は、基準内・基準外繰り出しを合わせ1億3,642万5,000円を追加し、5 ページに参りまして、4 目 その他医業外収益は66万4,000円の追加で、職員住宅貸付数などの増加により補正を行っております。

続きまして、病院の9 ページをお開きください。資本的収入及び支出明細書でございますが、下段の支出より御説明をいたします。1 款 資本的支出は1,426万2,000円の減となっておりますが、これは各項目の経費の確定見込みにより執行整理を行うものでございまして、上段の収入、1 款 資本的収入では837万6,000円の減で、こちらにつきましても事業収入の確定見込みに伴い、各項

目の執行整理を行うものでございます。

なお、病院の1～3ページ、こちらは予算実施計画書、10ページは予定キャッシュ・フロー計算書、11～12ページは予定貸借対照表、13～14ページは給与費明細書でございますが、いずれもお目通しをいただき、説明は省略させていただきます。

以上で議案第8号の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。先に「議案第2号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第10号)」の歳出からページごとに行います。

46ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 48ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 50ページ、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 52ページ、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 54ページ、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 56ページ、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 58ページ、59ページ。

2番、川端君。

○2番(川端克美君) この中身というわけでないのですけれども、時折新聞の折り込みで周知を図ることがあります。そして、どこかちょっと分からないのですけれども、事業目4の予算説明資料の中で地方創生の臨時交付金活用事業の感染拡大防止啓発事業、これページ違いますか。ここでいいのですか。ここで感染拡大防止啓発事業で新聞折り込みにより啓発を行うということで、いろんなところで新聞折り込みで啓発しているのですけれども、全世帯、1万1,000世帯程度だと思えるのですけれども、その中で新聞折り込みで周知される世帯というのは何世帯になるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤健康推進課主幹。

○健康推進課主幹(斉藤智恵美君) ただいまの質問ですけれども、正式な数字は今すぐにはお答えできなかったのですけれども、北海道新聞ですとか、そういった新聞を持っていらっしゃる方の静内地区、三石地区合わせまして約8,000世帯ということになっております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) (4)の新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットのところなのですけれども、あと8,000回分納品するということがあったのですが、順次来ているのかということと、キッ

トの使用状況についてお聞きしたいのです。

もう一つは、2月8日から1か月たっているのですが、安心して働けるエッセンシャルワーカーの方のスクリーニング効果、それがどの程度現れているのかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川医療・介護対策室長。

○医療・介護対策室長(及川啓明君) キットのほうなのですが、まず2,000回分、以前議員の方々には御説明させていただいた介護施設、医療機関を中心に2,000回分を職員数に案分して配付済みでございます。その後、例えばその事業所の中で陽性者や濃厚接触者が出てしまった事業所は数が足りないというお問合せもありまして、そこは予備で一定程度ストックしていたものがありましたので、今それを足りないところには配付させていただくという、もしくはそれでも足りないということであればお渡ししていたのですけれども、今使わないのでというところで回すような、そういう運用を今考えています。ただ、来週残りのカートリッジが納品になるという御連絡がありましたので、また加算してというか、付け足して各事業所に配付させていただく予定でございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私も抗原検査キットのことについてなのですが、事業者も一生懸命薬局等または医療機関等から集めようとしたのですけれども、実際なかなか手に入らない状況が続いていたのです。それで、そんなときに町側から業者とかいろいろ交渉している中で手に入るということから配付になって、職員にとっても利用者にとっても非常に喜んでいるのです。ところが、ちょっと不安なのはこれがまた蔓延が延期されたりしたときに、もらったものだけでは足りないから、事業者も努力はしているのですけれども、不安があるのです。クラスターまではいけないけれども、家族が濃厚接触者になったり子どもが陽性が出たということで勤務ができないとかいろいろなことが実際には起きていますので、そういう意味では今後についても状況によっては、メーカーか薬局か分かり……

○議長(福嶋尚人君) 下川君、補正予算に関してだけ質問してください。

○6番(下川孝志君) いいわ、そしたら。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 60ページ、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 62ページ、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 64ページ、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 66ページ、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 68ページ、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 70ページ、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 72ページ、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 74ページ、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 76ページ、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 78ページ、79ページ。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 児童福祉総務費のところの保育士等処遇改善臨時特例交付金なのですが、一番先に確認したいのは、この2月から各事業所が賃金改善を実施ちゃんとできたのですねという確認です。

それと、国で3%で平均月額が9,000円みたいなのが示されているのですが、各事業所とか職種で状況が違うのではないかと思います、どのような処遇改善なのかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) お答えいたします。

まず、最初の処遇改善が2月からなされていたのかどうかというようなことなのですが、この予算を計上する前に2月から処遇改善をするという約束の下に予算計上しまして、あとどのような形で行ったかというものを後で提出してもらうことになっていきますので、今もう上がったかどうかというところの確認は取れてはいませんが、処遇改善するというので予算計上させていただきました。3%ですとか9,000円という形で国からの通知ですとかニュース等でそのような示され方はしているのですが、あくまでもこれは目安になっていまして、この部分の交付金については施設の子どもの数ですとか、そういう部分に基づいて交付されますので、またさらに処遇改善で町のほうから交付された部分については職員皆平均で上げて問題ないですし、当然職歴を考慮してばらつきがあっても、そこは施設にお任せしているような形になっておりますので、あくまでも3%、9,000円というのは目安ということで御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 80ページ、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 82ページ、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 84ページ、85ページ。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 85ページの(4)病院事業会計負担金の負担金、補助及び交付金で病院事業会計補助金2億559万円ですか、これ説明ではこのうちの2億円が資金不足に係る赤字補填分と、こういう説明がありましたけれども、これは静内病院あるいは三石国民健康保険病院別に幾らぐらいなのか。予算ではひもといていくと三石分は1億5,300万円出ていますが、静内分は分からないので、引くと4,700万円になりますけれども、こういうことで確認していいのかどうかということと、実際に令和3年度決算上、見込みとして2億円が不足になるのだと、こういう予算の見方

なのか、2億円を超えるのか、超えないのか、その辺も確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) まず、補助金の内訳でございますけれども、静内病院のほうは4,700万円、三石国民健康保険病院のほうは1億5,300万円と、合わせて2億円の補助金を出そうと考えてございます。この2億円につきましては、病院事業会計のほうの資金不足比率、こちらのほうの比率のほうを加味しまして補助金を出そうと考えてございまして、今2億円を出せばある程度の比率のクリアはするのかなと整理をしておりますので、それ以上出すという考えは今のところは持ってございません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 病院の資金不足比率ですか、これ加味していますので、実際はこれ以上まだ多いと、収支不足です。決算上。という考え方でよろしいのかというのが1つと、それで実は令和2年度末の決算で見ると国保病院が3,000万円ぐらい増えているのです。逆に静内病院がかなり減ってきている。この要因は何かありますか。確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) まず、私のほうから前段のこれ以上の赤字があるのかというところでございます。

実際の決算迎えないと何とも分からないのですけれども、見込みとしましては2億円を超える赤字は出るのかなという想定はしてございます。

もう一つの後段のほうにつきましては、私のほうではお答えできないのかなと思います。申し訳ございません。

○議長(福嶋尚人君) 米田町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(米田一治君) 質問2つ目の問題は、医業収益の将来的な見方に由来するものかなと今……違いますか。すみません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 3回目の質問。

それで、私が聞いているのは令和2年度決算の収支不足のことを言っているのです。たしか記憶では2億6,000万円ぐらいの赤字、収支不足ということなのです。そのうちの三石国民健康保険病院分が1億2,452万7,000円ですか、決算上は。今回1億5,700万円ですから、そうしますと2,800万円ぐらいですか、増えています。静内病院は、令和2年度末決算で約1億4,000万円の収支不足、赤字分、それが4,700万円ですから、これは逆に9,000万円ぐらい減っているということになります。この要因は何かということなのです。

○議長(福嶋尚人君) 米田町立病院事務長。

○新ひだか町立病院事務長(米田一治君) すみません。申し訳ありません。静内病院、三石国民健康保険病院での収支の推移についてでございますけれども、まず収支不足が増えてきつつある、三石国民健康保険病院に関しましては。やはり入院患者をはじめとした患者の受入れ数が年々落ちてきているということで、ただそれに比較して人件費等の固定的な経費の支出が変わらないためにこれは広がっているものと理解しております。

それから、静内病院のほうにおきましては、特に一番大きいものについては令和2年度から3年度にかけてしてもそうなのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策に相当力を入れてお

ります。今年度の予算の中でも、御存じのとおり感染症対策のための病床を特に開設して患者の受入れを行う。また、これに関しましては国も補助金等の手厚い対応があるということで、国が推し進めております病床確保対策を病院として、町としてと言ったほうがいいですね、支援するために10床確保したことにより、1床当たり幾らというような交付金が入ってくるということもあります。そういった医業外の収益なんかも積み上げていきますと、例年以上の収益が期待できたという結果になりまして、これは新年度予算におきましてもその傾向を維持できるのかなど期待はしておりますけれども、三石国民健康保険病院、静内病院の差はそういった部分が顕著に表れているのだと理解しております。よろしく申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 86ページ、87ページ。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私は、ここで新型コロナウイルスワクチンのことについて確認したいのですが、当初このワクチンを打つときにはあくまでも個人が決めることであって、法人等もしくは組織が打つ、打たないについて圧をかけてはいけないという指導を受けたのですが、本来は人権の問題なのに補正を組んでまで何か最近打ちましょう、打ちましょう、または5歳以上の子どもの場合だったら親がそれを決めることでしょうけれども、行政とかがそれを強力で打ったほうがいいのかというような形に予算が組まれるということはどうなのでしょう。それに対して矛盾するものだと私は思うのですが。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 新型コロナウイルスワクチンの関係でございますけれども、基本的には国の方針に基づいて町としては対応させていただいているということがメインになります。あくまでも打つのは御本人の意思または保護者の意思ということですので、我々としては打つ準備をしなければ実際打ちたいという方が来たときに打てないものですから、体制だけは整備をさせていただいております。ワクチンですので、強制ということではなくて、できるだけ打っていただきたいという勧奨はいたしますけれども、最後打つ、打たないを決めるのは御本人だと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 上手な答弁はされたけれども、聞き方によってはどうも強制に聞こえたりもするので、今の答弁を私はまともに聞いて、町民から聞かれたら、打ちたいという希望があったときにそれに堪え得る準備をしているだけですのでというこの理解でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 88ページ、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 90ページ、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 92ページ、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 94ページ、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 96ページ、97ページ。

3番、志田君。

○3番(志田 力君) 97ページの農業施設費のところ指定管理委託料200万円のところで説明では赤字云々と聞こえたのですが、赤字というのはどういう意味なのかよく分からないのですよね、この指定管理料の部分は、私が解釈していたのは、この指定管理料というのは施設の維持管理のための指定管理料だと思ってはいたのですが、赤字という意味がよく分からないので、説明していただけますか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 活性化センターなのですが、従前から指定管理ということをやっております、今年度から「蔵三」の温泉のほうと併せて5年間の指定管理を更新したのですが、赤字というか収支不足、いわゆる管理部分の人件費ですとか光熱水費かかっている支出の部分と、それからあそこ使用料等は指定管理者のほうで収入することになりますから、その差額が収支不足になった部分というのを赤字とみなして、その2分の1、額としては200万円を上限に町が委託料として支出をするということで、当初予算にこの分については計上しておりませんでしたので、補正予算として今回200万円を計上させていただいたということになります。

○議長(福嶋尚人君) 3番、志田君。

○3番(志田 力君) よく分からないのだけれども、おっしゃる収入というのはどういうところからの収入になるのですか、あの活性化施設に。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) これは条例に基づきまして使用料というのを徴収することになっておりますので、それを指定管理者であるアンビックスが収入をするということになります。

○議長(福嶋尚人君) 3回目です。

3番、志田君。

○3番(志田 力君) 最後なので、あれなのですけれども、例えば宴会とかそういった場合に取る使用料という意味なのですか。ここ指定管理委託料になっているものですから、その部分の収入だけの収支でこうなるのか、それとも「蔵三」を運営しているアンビックスさん全体の収益の中での赤字分として、そこから上がる収益というものは「蔵三」さんの経営されているアンビックスさんの全体の収支にも入るという意味なのですか。

さらに、もう一点教えていただきたいのは、もし全体の中での収支不足の部分とするならば、国とかいろんな方法ありますよね、収支不足に対する支援という部分で。そういうのとは結びつかないのですか。収支の部分のもうちょっと詳しく教えてもらいたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、「蔵三」、それから活性化センターの指定管理につきましては、今回の更新に当たりまして一体的な指定管理の運営として、指定管理料の扱いについては両施設とも、ここは指定管理者が宿泊棟も持っているものですから、基本協定と年度協定の中で指定管理料を定めますということにしているのですけれども、その中で温泉と活性化センタ

一、それから宿泊施設、この3施設のアンビックスとしての収支状況が一定の基準下回った場合に指定管理料が発生するということにいたしまして、各施設の、例えば今回は活性化センターのお話ですから、活性化センターの管理運営に係る支出と収入、これの収支不足を2分の1以内をまず指定管理料とします。ただし、上限額を設けましょうということで、その上限は200万円としますということで、今回活性化センター部分に係る収支の不足というのが400万円を超えましたので、その2分の1以内ということで上限である200万円が指定管理料として予算を計上したということになります。

それで、収入の部分につきましては、ここは条例に基づく各部屋の使用料というのを指定管理者が町に代わって収入するということになっておりますので、確かにコロナ禍ではなかなか利用は従前のほどないのですけれども、その中でも幾ばくかの収入がありますので、管理運営に係る歳出と、それから使用料の収入の差っ引きの中で積算をしてこの額を出したということになります。

○議長(福嶋尚人君) 4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) 志田さん、3回目で終わってしまったので、質問に答えれていない部分あるので、例えばこれが新型コロナウイルス感染症の原因で減収になるのであれば、この施設はその補助の対象にならぬのかということも聞いているのだけれども、その辺はどうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 御指摘のとおり、温泉部分に関しては新型コロナウイルス感染症の影響が相当程度あるということで、12月補正におきまして「歳三」に関しては2,000万円の新型コロナウイルス感染症対策の財源にした予算措置をさせていただいたのですけれども、活性化センターにつきましては、確かに新型コロナウイルス感染症の影響も当然受けてはいるのですが、従来からなかなか利用が難しいというか、利用が低調ということもありまして、一定額の指定管理料をお支払いをしていたという経過も踏まえまして、今回はそちらの新型コロナウイルス感染症対策費のほうを活用しないでこのように上げさせていただいたということになります。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 1点だけ。

今の件なのですが、関連で質問させていただきますけれども、課長答弁いただきましたけれども、この指定管理は一昨年、令和2年12月17日、これ議決しています。それで、指定管理料の額は指定管理者と協議の上定めると、こうなって議決されているのです。それで、予算については当初の予算計上内ということなのですが、これ5年間の契約なのですけれども、そうしますと毎年度毎年度当初予算計上なくて最終的な3月補正で計上すると、こう理解してよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 現時点では指定管理者とはそのように協議をしております、あくまでも年度協定において指定管理料は定めるということになっているのですが、今回昨年末に指定管理者側とこのような協議をしましたので、今後もこれをベースに協議をしていくことになるかと考えております。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 98ページ、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 100ページ、101ページ。

5番、北道君。

○5番(北道健一君) 101ページ、和牛センター運営事業の中の17節_備品購入費の肥育素牛△の2,022万円、これの減額になった原因と理由、前の説明では返還牛があったからという理由が多少ついていたのですけれども、返還牛は今年何頭あったのか、また新規に肥育素牛は何頭購入したのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 和牛センターの備品購入費の肥育素牛の購入の関係でございますけれども、当初の予定では肥育素牛を25頭購入する予定でございました。それで、先ほど総務課長のほうからも壇上で御説明ありましたとおり、和牛センターのスタッフとして当初正職員も含めて10名のスタッフで飼養管理を行う予定でございましたが、職員の欠員が発生しまして、なかなかその体制では運営することが困難だということで、この25頭については購入はしてございません。そして、町の貸付事業で行っております返還素牛、その頭数が当初予定が20頭を予定していたのですが、それが34頭返還したということで、これを加味して肥育素牛の当初の購入はなかなか難しいという判断で今回見送らせていただいたという経緯になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 25から30の予定が返還牛が34頭あったので、購入を控えた。スタッフのこともあるだろうけれども。実は令和3年度の販売収入1,000万円以上増えているのです。それで、収入が上がって素牛も2,000万円、3,000万円軍資金あったのだけれども、返還牛があったからということで購入は、働く人のこともあろうかと思うけれども、これを減らすということは、この後令和5年、6年に非常に肥育に関して影響があると思う。その辺の考え方はどうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 北道君、これは補正予算に関してのあれです。

○5番(北道健一君) 要するに将来的な影響というのは全然考えていないでただ減らしたのかということを知っているの。

○議長(福嶋尚人君) 及川農政課長。

○農政課長(及川敦司君) 当然肥育素牛を9か月で購入してきて、そして肥育をして20か月齢後には販売というような格好になるのですけれども、当然それに伴って1頭当たり120万円相当の金額が減になるということは想定されております。ただ、今回和牛センターのスタッフがいないということでかなり作業労力が負荷かかるということ、それは現地のスタッフともいろいろ相談しまして、こういう購入をしないという決断に至ったということでございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 102ページ、103ページ。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 103ページの(2)鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の中の18節、有害鳥獣駆除補助金589万円、これはエゾシカ駆除に係る増額補正だと私は認識しているのですけれども、エゾシカについては当初捕獲頭数たしか4,000頭だったと記憶しているのです。それで、8,000円ですから、3,200万円の予算になると思うのですが、駆除頭数の執行状況、今回増額なので、その執

行状況、それから増額の589万円についての経緯、そのことについて説明をいただきたいと思いません。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) エゾシカの駆除の状況なのですけれども、今年度についてですが、エゾシカ駆除の捕獲状況について12月末現在で3,374頭というところで大体月平均300から400頭程度捕れるというような状況になっております。12月末現在で3,374頭というところで、年を明けて1月に入りまして例年になく降雪が多くなったというところで積雪の影響などからシカが餌を求めて人里近くにまで出没するとか、あと降雪によって鹿の足跡など痕跡が分かりやすいというような状況にありまして、捕獲しやすいような条件下となっております。それで、1月の1か月間で月平均の約3倍に当たる1,090頭が駆除されたというところで実績になっております。この時点で駆除頭数の合計が4,464頭となったというところで当初予算で見込んでいた4,000頭を超えるというところで、町の駆除員さんには予算の範囲を超える場合には駆除を止めるというのか制限をかけるというようなところは事前には周知はしておりましたが、こういった4,000頭を超えるというようなところで2月4日をもって駆除の制限をかけました。それから数日間時間が空きましたので、駆除実績としては4,702頭というところで当初の予定より702頭増えたというところになっております。今回の補正予算については、その702頭分と、あとアライグマ等ほかの野生鳥獣の駆除についての増減もありますので、それを含めた形で予算計上させていただいているというところであります。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 確認です。

そうしますと、2月4日までの分の補正だと。今後3月いっぱい分のもの含まれていない、要するに2月5日以降は含まれていない、こういうことでよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) そのとおりです。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 104ページ、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 106ページ、107ページ。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 107ページの(4)の水産振興団体助成事業の18節 負担金、補助及び交付金、赤潮対策緊急支援事業市町村負担金63万8,000円です。それで、この件は私12月の一般質問で質問させていただきました。それで、その際にこれは国の補助事業としては環境・生態系保全緊急対策事業と、こういう答弁もいただきまして、予算の説明でも総務課長から国70、北海道15、市町村が15と、こういうことです。それで、この事業のある程度予算を今計上するわけですから、補助金の流れですとか、事業主体だとか、事業内容は書いていますから、分かりますけれども、そういうものが地元を受皿、事業主体として一般質問では漁業協同組合の中の部会ですとか、そういう話もありましたけれども、その辺が決定というか確定しているのであればその内容を教えていただきたいと思いません。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 赤潮対策に係るものの負担金になりますが、この事業については議員おっしゃられるとおり国の制度を活用した北海道赤潮対策緊急支援事業の環境・生態系保全緊急対策事業になります。これについては、漁場環境の回復を図るため、北海道の赤潮被害地域において漁業者等が行う漁場再生の活動を支援するような目的となっております。今回補正予算に上げさせてもらったものについては、そのうち漁場環境の把握というところで漁業者が行う潜水等の調査と、あと漁場環境の回復状況を把握するための調査資材としてウニの種苗を活用した実証調査というような事業メニューになっています。今回の補正予算に計上したものについては、令和3年度に実施済みのものについて国が赤潮の発生を確認した9月22日以降に自主的に漁業者らが行った、そういった活動に対して補助対象にするというようなところで今回補正予算に計上させてもらっています。

あと、事業主体の件なのですが、こちらについては本町で被害報告があったウニやタコなどの漁業を営む漁業者と、あと漁業協同組合の職員が構成員となって新ひだか環境生態系保全組合というものが、これについては赤潮発生被害前からこの組合については立ち上げております。これについては、国の水産庁が既存の事業でやっております北海道水産多面的機能発揮対策事業がありますので、これの事業実施要領、こういったものをベースにしていくというところでこういった組織を立ち上げるというようなことになっています。

あと、補助金の流れなのですが、今言った活動組織のほうに北海道が、先ほど言った北海道水産多面的機能発揮対策協議会というものも北海道のほうでありますので、一旦そちらのほうに国のお金と北海道のお金と町のお金が入ります。その協議会から活動組織に支払われるというようなお金の流れになっています。

○議長(福嶋尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) もう一点だけ確認させてください。

新ひだか町環境生態系保全組合、ウニ、タコの営む漁業者と組合の職員ということなのですが、対象となる組合数、それから漁業協同組合職員でしたか、何名ぐらい入っているか。その組合の代表者は誰になっているのですか。そこだけ確認します。

○議長(福嶋尚人君) 木内君、その補正予算はぜひ聞きたいものですか。

○15番(木内達夫君) 関連するのではないですか。

○議長(福嶋尚人君) 事業費、普通はそこまで聞くようなことではないと思うのですけれども。聞きたいですか。

○15番(木内達夫君) 聞きたいです。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 新ひだか町環境生態系保全組合の構成員の関係なのですが、今設置している人数については漁業者が238人、あと漁業協同組合の職員が15人ということで、合計で253人になっております。保全組合の代表者については、ひだか漁業協同組合の組合長というところになってございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 108ページ、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 110ページ、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 112ページ、113ページ。

12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 113ページの(7)のその他観光施設管理経費の中の12の委託料、この委託料には清掃業務とそのほか2つあるのですけれども、4万円の執行整理となっていますけれども、その中で三石旭ヶ丘公園管理業務の関係で聞きたいのですが、これも何ぼかが不用額として余ったということになっていると思うのですが、これ実際去年1年間見ますと公園の管理業務しているということですのでけれども、大変私も見ても町民の方が見ても近くの人が見ても草が生い茂って、何回草刈っているか分からないのですけれども、生い茂ったりトイレに水がなかったり水道が止まっていたりということで、その近辺の人はかなり苦情があるのですけれども、どういった管理業務して委託として終わったのか聞いておきたいと思うのですけれども、その辺教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) まず、三石旭ヶ丘公園の管理業務委託料なのですが、入札でやっております、入札で3万3,000円ほど減になっておりますので、この部分も含んで委託料全体で4万円を今回補正で減しております。

業務の中身なのですが、草刈りに関しては年に1回、6月頃に実施をしております。それからあと、トイレの清掃を年に10回やるということで発注をしております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) どこもそうかと思うのですけれども、草刈りを年1回といたら少くないですか。これ実際……

○議長(福嶋尚人君) 畑端君、そういう質問はやめて、補正予算に関して執行残なら執行残で聞いたことだけしか言いませんから。

○12番(畑端憲行君) 分かりました。

それで、執行残何ぼか出ているのですけれども、その後は新年度予算でやりたいと思いますけれども、ただあまりにも管理去年されていないような感じしたものですから、それだけ言っておきたいと思います。

終わります。

○議長(福嶋尚人君) 質問だけしてください。

3番、志田君。

○3番(志田 力君) 同じページの上の段の(6)、12節の委託料の特定建築物等定期報告調査業務委託料と載っているのですけれども、一応確認だけさせてもらいたいのは、あそこは町の部分と「蔵三」さんの部分、宿泊の部分持っていらっしゃるんですよね。この定期報告ってたしか3年に1度だと思うのですけれども、別々に出しているのだと思うのです。町は町、「蔵三」さんは「蔵三」さん。そこ別々なのか一緒なのかを確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) この部分は設置者のほうの町の責任ということで、ほかの

町有施設の該当する対象施設と一括で契約しまして、そこで町で支出しているという形になります。

○議長(福嶋尚人君) 3番、志田君。

○3番(志田 力君) 課長さん、聞こえない部分があるので、もう一回だけ確認しますけれども、あれ全部を一体として報告を出しているという意味で捉えておいていいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) みついし昆布温泉の施設全体を検査、これ業務委託していますけれども、検査を受けまして報告をしているということになります。全体です。温泉施設全体を……。

[何事か言う人あり]

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 宿泊棟は別です。あくまでも温泉の施設の部分ということになります。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 114ページ、115ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 116ページ、117ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 118ページ、119ページ。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 120ページ、121ページ。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 120ページの(2)の下水道事業特別会計繰出金の27節 繰出金2億9,585万3,000円ですか、これについては3億円でしたか、補正する額が。実質の資金不足の赤字補填分です。それで、この下水道事業会計、令和2年度決算で繰上充用して結果的に4億4,238万4,000円を埋めたのです。それにプラス令和3年度分の収支不足があるのです。それを加えとかなりの額になると思うのですが、そのうちの3億円を繰出金として出すと。そうすると、令和3年度決算でかなりまた出てくるということになりますが、幾らの見込みを立てて3億円の補正ということになったのか教えていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 下水道事業特別会計におきましては、過去に一回整理をさせていただいてございます。ただ、その後において令和元年、令和2年と合わせて4億円程度のまた累積ができていう状況でございます。令和3年度につきましては、これから決算でございますので、その辺は別としまして、一応過去の部分で4億円を超える累積がございますので、ただ一般会計もかなり厳しいという状況がございます。本来であれば下水道事業の収益をもって穴埋めしなければならないというような性格のものでございますので、極力事業会計の中で完結したいとは思ってございます。ただ、現実的にそれも厳しいというところで一般会計も厳しい状況でございますので、その許される範囲内でまずは一部入れていきたいという考えで3億円今回計上させていただきました。

○議長(福島尚人君) 15番、木内君。

○15番(木内達夫君) それで、令和3年度決算まだ出ていないのは十分分かっているのですが、4億4,000万円の令和2年度分に3億円入れても1億4,000万円ですか、それプラス令和3年度分の収支不足ですから、3月補正予算を計上するということは令和3年度決算の見込みを立てて、仮に6億円、7億円あるけれども、3億円入れるのだというようなことになると思うのですが、そういう見込額って出ていないのですか。私は出ていないのがおかしいと思うのですが、見込みを立てていないということがおかしいと思うのですが、どうですか。

○議長(福島尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 令和3年度につきましては、先ほども申し上げましたけれども、これから決算を迎えるというところで、まずは古いもの、過去のものを一旦は整理はしたいという気持ちはございます。ただ、それも全額入れるということが難しい状況にございますので、その内数として今回3億円を入れさせていただきたいという考えでございます。今後の話になりますけれども、これからは厳しい会計の事情でございます。ですが、それは企業の努力の中で収支を回っていききたいという考えもございますけれども、なかなかそれも現実的に難しい状況もありますので、それにつきましては今後許される範囲内で、一般会計も厳しい状況にございますので、その許される範囲内で入れられるものは入れていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 122ページ、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 124ページ、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 126ページ、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 128ページ、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 130ページ、131ページ。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 130ページの14、工事請負費のところの学校施設の照明器具のところなのですが、静内小学校と静内中学校でLED化を脱炭素事業としてやるということなのですが、LEDにしたら電気代がかからないのはよく分かっているのですが、どのような仕組みで脱炭素ということになるのか教えてほしいのと、この事業によってどのくらいの省エネルギー効果というものを見込んで取り組むのか教えてください。

○議長(福島尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) まず、脱炭素化の仕組みということなのですが……

○議長(福島尚人君) 課長、簡略にしてください。

○管理課長(田口 寛君) 分かりました。地球温暖化の影響が強いのが今CO₂、これは御存じだと思いますけれども、そのCO₂の排出を削減するという目標を今国のほうでも立てていて、そのCO₂の削減をすることによって、それが脱炭素化になって環境問題につながっていく

ということで、仕組みのほうはその程度でよろしいでしょうか。

それで、この事業によって省エネルギー効果がどのくらいあるのかということなのですが、まず現状ついている照明器具、学校でよく一番ついているのが、御存じだと思うのですが、2本管の直管の白色蛍光管、これが半分ぐらいついていると思います。それと、体育館のほうに水銀灯を使って大きなもの2つぐらいついて、それもかなり電力量がかかっています。それで、80ワットあるのです、実は。40ワットが2管あって直管タイプのもので80ワット。それをLEDの照明器具にすることによって大体30ワットから40ワットのものにできるということになりますので、単純に計算して分かるとおり半分以下になるということによってイメージをしていただければと思います。また、水銀灯については大体800ワットぐらいあります。それがLEDにすることによって350ワットぐらいになる。したがって、60%ぐらいのワット数でいくと削減につながるということになります。それで、電力量が下がることによって、要するに電力をつくるときに燃料をたいて電力を起しているものですから、その燃料を使うということが化石燃料になります。化石燃料を燃やすことによってCO₂が排出されるということになりますので、そういった仕組みで照明のワット数を落とすことによってCO₂が削減されてということに、それで脱炭素化につながるということで御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 130ページの小学校管理経費の14番、工事請負費における2級河川の真沼津川の改修補償物件は、何が補償物件の対象で移転工事を行ったのかということと、あと学校のものには繰越明許費に全部なるのだけれども、これは工事が今年度中に終わるのかどうか確認します。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) まず、2級河川の真沼津川の改修物件の移転補償の関係です。これは真沼津川沿いに町道があって、その隣地に山手小学校がありまして、その中に教員住宅、まずその改修によって移転補償の対象になったと。1棟です。それと、グラウンドの道路側にフェンスがあるので、そのフェンスと、あと立木ですか、それが事業用地に引っかかりまして、その移転補償ということで、それを移転して今回執行残ということで3月補正で整理をさせていただいたということで計上をさせていただいております。

もう一つが繰越明許費の関係です。実はこれ国のほうの採択、脱炭素化事業ということで1,300万円の補正予算が国のほうで組まれたものですから、それに要望に協議をして手を挙げさせてもらって、採択されたのが1月ぐらいのことになりましたので、そうなりますと3月補正で予算が議決されて工事を執行するということになりますと、大規模な工事なものですから、当然年度内では終了しないということになりますので、次年度に予算を繰越しさせていただいて次年度中に工事を終了させるということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 132ページ、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 134ページ、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 136ページ、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 138ページ、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 140ページ、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 142ページ、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 144ページ、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 146ページ、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 148ページ、149ページ。

14番、池田君。

○14番(池田一也君) 149ページの、ここには基金の積立てが何か所か載っております。その中で私はまちづくり推進課の積み立てる4,730万円ですか、これ先ほど総務課長の説明ではふるさと応援寄附の分をここに積み立てるのだという説明だったものですから、私が聞きたいのは今年度どれぐらいの寄附額があって、経費がどれぐらい、代行業者だとか返礼品に使って、新ひだか町の残りの分というのが幾らあるのかをお聞きしたいのです。これ収入にも入ってしまうのですけれども、34ページの収入の中に4,500万円今回追加補正があるものですから、全体として年度と捉えて幾らの寄附があって、幾らの返礼品と代行業者に払った後手元に残ったのか、そのうちの中の4,730万円を積んだということなのか、過去にも今年度積んでいて、その総合計、ふるさと応援寄附による基金積立金は今年度でいえば幾らになるのか、そこら辺を教えてくださいたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) ふるさと応援寄附に関しては、当該年度に入った寄附に関しては全額基金に積むという今やり方をしておりまして、まず今年度の寄附の見込み総額は、歳入のほうでも上げておりますけれども、最終的には1億7,500万円の寄附金の収入を見込んでございます。これを全額一旦今年度まちづくり基金のほうに積立てをしようと考えておりまして、当初は1億3,000万円の寄附見込みと同額を寄附金に積むということで予定してございましたので、増額分は4,500万円を収入増で全額を基金に積むと。この4,500万円と4,730万円の差額ですが、ふるさと応援寄附のほかにその他の一般寄附というか、その部分も230万円ほど入っておりますので、この分も基金のほうに積むということで総額4,730万円の予算となっております。

それと、差引きという御質問だったと思うのですが、概算の額になりますけれども、歳入の見込みが1億7,500万円、それから歳出の総額全て合わせて大体1億500万円ほど見込んでおります。今回の補正でも上げさせていただいた分をトータルでということになります、そうしますと差引き7,000万円が手元に残るというか、そういうような見込みで考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 1億7,500万円、年度でいうとというのは先日の全員協議会で説明に入っておりますので、私も覚えておりますけれども、以前からふるさと応援寄附がどれぐらいいただいた分の、あとはかかる部分、必要な部分、それがそちら側の説明だったと思いますけれども、

大体代行業者に10%、返礼品に40%、町に40%、足して100にはならないのだけれども、凸凹があるでしょうということで、ということは1億7,500万円の寄附をいただいて、町に大体入るのは40%程度だよと言われていたもので計算してみると、まさに7,000万円となりますよね、計算上は。ということは、代行業者にも、また返礼品にもそれぞれ10%、40%、それぐらいずつかかってこの金額となったと理解してよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村英貴君) 議員おっしゃるとおりの割合で問題ないかと思います。国のほうで数年前に、まずお礼品に係る品物については3割以内ということがありました。ただ、そのほかに送料、これが10%ほどかかりますし、代行業者にお支払いをしなければならない手数料的な部分、これも平均で10%ぐらいかかります。そういったことでいきますと、おっしゃるとおりの割合になるということになります。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 以上で歳出を終わります。

暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時32分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入に入ります。

11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 12ページ、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 14ページ、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 16ページ、17ページ。

15番、木内君。

○15番(木内達夫君) 1点質問させてください。

16ページの一番下、地方交付税について説明を受けました。それで、普通交付税の再算定された、その増額だということなのですが、当初の額と再算定された額について教えていただきたいと思います。

それと、当初の予算の中に特別交付税が入って、たしか4億円だったと記憶しているのですが、その額の確認もさせていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 今回国の補正予算に伴いまして交付税のほう再算定してございます。その中で項目が2つ加えられまして、1つが臨時経済対策費、それともう一つが臨時財政対策債の償還基金費というところで2項目増えてございます。ここで経済対策費のほうは1億3,500万円ほど追加になっていると、もう一つのほうは1億100万円ほど追加になっているという増額となっ

てございまして、それと調整分がなくなっているというところで500万円ほど増えてございます。合わせまして2億4,000万円ほど増額になっているという内容でございます。

それと、特別交付税のほうにつきましては、今回4億円ほど見込んで最終補正で整理してございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 18ページ、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 20ページ、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 22ページ、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 24ページ、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 26ページ、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 28ページ、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 30ページ、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 32ページ、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 34ページ、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 36ページ、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 38ページ、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 40ページ、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 42ページ、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 44ページ、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 次に、6ページの「第2表 繰越明許費補正」から8ページの「第4表 地方債補正」まで一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 以上で議案第2号の質疑を終わります。

次に、「議案第3号 令和3年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の質疑を

行います。歳入歳出について一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第3号の質疑を終わります。

次に、「議案第4号 令和3年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。歳入歳出について一括質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第4号の質疑を終わります。

次に、「議案第5号 令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。歳入歳出、「第2表 地方債補正」について一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第5号の質疑を終わります。

次に、「議案第6号 令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第6号)」の質疑を行います。歳入歳出、「第2表 地方債補正」について一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第6号の質疑を終わります。

次に、「議案第7号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第5号)」の質疑を行います。収益的収入・支出、資本的収入・支出、第2条及び第5条から第9条までについて一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第7号の質疑を終わります。

次に、「議案第8号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。収益的収入・支出、資本的収入・支出、第4条から第7条までについて一括質疑願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 以上で議案第8号の質疑を終わります。

議案第2号から議案第8号までに対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。これから「議案第2号 令和3年度新ひだか町一般会計補正予算(第10号)」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 令和3年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第4号 令和3年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第5号 令和3年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第6号 令和3年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第6号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第7号 令和3年度新ひだか町水道事業会計補正予算(第5号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第8号 令和3年度新ひだか町病院事業会計補正予算(第4号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号から議案第14号の上程、説明、委員会付託

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第9号 令和4年度新ひだか町一般会計予算」から「議案第14号 令和4年度新ひだか町病院事業会計予算」までの6件を一括議題といたします。

令和4年度予算編成方針について説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) 本日ここに令和4年度新ひだか町各会計予算のご審議をしていただくに当たりまして、その編成方針をご説明申し上げ、ご理解とご協力を得たいと存じます。

早いもので、平成30年4月に町長に就任してから間もなく任期の4年を迎えます。

私が「町民の皆様へのお約束」を実現するために～「和」と「輪」をもってすすめるまちづくり。その先にある「環」に向かって～を町政に臨む基本理念として取り組んで参りました。

この間、様々な課題があるなか、決して目を逸らすことなく、関係する方々とともに、課題と向き合い、そして知恵を出し合いながら町政を進めることができたものと考えておりますが、こ

れらは、町民の皆さんをはじめ、議会議員の皆さんの多大なるご支援ご協力があったのことで、心より感謝を申し上げる次第でございます。

国の経済を見ますと、新型コロナウイルス感染症の収束が見られず、依然として厳しい状況にあるなか、様々な政策による効果もあって、日本経済の持ち直しの動きが期待されておりますが、感染の動向が内外経済に与える影響に十分に注意する必要があるとされております。

地方財政においても新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住民や地域経済に大きな影響を及ぼしており、感染症対策や新しい生活スタイルへの対応など、新たな行政需要による負担が増えており、また、高齢化の進行や子育て等に対応する社会保障経費の増加が引き続き見込まれ、さらには市町村税収の先行きも不透明な状況で、厳しい財政状況が続くものと予想されております。

このような状況の中にあっても、本町が未来にわたって活力ある地域として発展し、この町で暮らす方々が幸福と充実を感じ、生涯を通じてこの町に住みたいと思えるまちづくりを実現するためには、新しい生活スタイルに順応した、現実性のある財政運営が最優先の課題であると考えます。

本年4月は私をはじめ、議員の皆さんにおかれましては任期満了に伴います一般選挙が執行されますので、本定例会に提案いたしました令和4年度各会計予算案は、人件費、扶助費、公債費の義務的経費のほか、行政の継続的運営に必要な経費を主体とした骨格予算編成としておりますが、前年度以前から実施しております継続事業や緊急性のある事業、当初予算に計上しなければ住民の生活に影響がある経費などの一部政策的予算につきましても、その必要性、優先性を十分に検討し計上することといたしました。

真に必要な施策の選択と重点化による効果的な財源の活用、民間活力の導入、事業評価による施策の改善や見直し・廃止を適切に行いながら、徹底した歳出抑制を図るとともに、持続可能な行政サービスの実現を目指し、令和4年度予算を編成したところでございます。

以上の基本方針に基づいて予算編成した結果、一般会計は157億1,195万4,000円、前年対比で申しますと0.7%増、特別会計等は81億6,624万6,000円、前年対比で申しますと11.4%の増と、合計で238億7,820万円、前年対比で申しますと4.1%の増となったところでございます。

予算案の細部につきましては、後ほど関係課長等から説明をさせますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げまして、予算編成方針の説明といたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。ただいま議題となりました議案第9号から議案第14号までの6件については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までは、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号から議案第14号までの6件については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置して、これに付託し、審査することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6件については、議長を除く全議員で構成する「予算審査特別委員会」を設置して、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置いたしました特別委員会の委員長には2番、川端君、副委員長には15番、木内君が就任することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長は2番、川端君、副委員長は15番、木内君に決定いたしました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、一般質問を行います。

質問通告順序により発言を許します。

質問者席において一括質問願います。

14番、池田君。

〔14番 池田一也君質問者席へ〕

○14番(池田一也君) それでは、通告に従いまして、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について質問をさせていただきます。

全国における直近のワクチン接種累計では、2回目の接種が完了されている方々は1億人を超え、約80%となっております。また、3回目の接種が完了されている方々は約3,400万人で、27%の方々が接種を終えたようであります。そして、新ひだか町においても行政をはじめ多くの関係機関の大変な御努力によりワクチン接種が行われてまいりました。しかし、今変異したオミクロン株に加え、オミクロン亜系統BA.2、いわゆるステルスオミクロンの脅威にもさらされているのが現状であり、ワクチンの重要性がさらに増しております。私は、町が実施している新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について6月、9月、12月の議会にも同様の一般質問をさせていただきましたが、あれから3か月が経過し、1回目、2回目に加え3回目接種も町は実施しておりますので、改めて今回も質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

1点目に、接種状況についてお聞きをいたします。12月議会と同様に年代別の1回目、2回目に加え、3回目の接種状況もお答えください。

さらに、これらの接種率は国や北海道や同規模の自治体と比べてどの程度なのかと未接種の方々への今後の対応はどのようにされているのかをお聞きいたします。

次に、2点目の3回目接種についてお聞きをいたします。まず、2回目の接種後の経過月数前

倒しへの対応についてお聞きをいたします。先日の国会では8か月の経過月数を待たずに、できる限り前倒し接種をすると表明しておりましたので、新ひだか町としてどのように対応されているのかをお聞きいたします。

次に、接種体制についてお聞きをいたします。3回目の接種は、個別接種、集団接種、巡回接種などの体制は1、2回目と同じなのかをお聞きいたします。

さらに、今後の接種スケジュールについてと接種券の発行状況についてもお聞きいたします。

最近のワクチン接種に対する報道では、1回目、2回目と異なるワクチンを使用する交互接種や5歳から11歳までの小児接種が話題となっていましたので、新ひだか町における交互接種の状況と小児への実施予定をお聞きいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中島ワクチン接種対策室参事。

[ワクチン接種対策室参事 中島健治君登壇]

○ワクチン接種対策室参事(中島健治君) 池田議員御質問の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお答えします。

1点目の接種状況についての(1)年代別接種状況については、町ホームページで情報提供しているほか、先ほどの行政報告にて報告させていただいたところではありますが、3月7日現在、対象者数に対する接種率でお答えしますと、全体で1回目89.0%、2回目88.6%、3回目47.7%となっており、年代別では12歳から17歳、1回目69.3%、2回目68.1%、18歳から29歳、1回目82.2%、2回目82.0%、3回目23.2%、30歳から39歳、1回目85.6%、2回目85%、3回目21.2%、40歳から49歳、1回目88.8%、2回目88.2%、3回目24.6%、50歳から64歳、1回目90.8%、2回目90.5%、3回目23.9%、65歳以上、1回目93.9%、2回目93.5%、3回目83.2%となっております。

次に、(2)の国、北海道や同規模自治体と比べた接種率についてでございますが、国、北海道で公表しております接種率は接種対象者ではなく、令和3年1月1日現在の全人口に対する接種率となっております。まず、全国の接種状況でございますが、3月2日公表の接種率で1回目80.3%、2回目79.2%、3回目21.3%で、北海道は3月1日公表の接種率で1回目80.9%、2回目79.7%、3回目19.2%となっており、同規模自治体として当町と同規模の人口を有する北海道内の自治体でホームページにて接種状況を公表している遠軽町と幕別町を調べたところ、2月27日現在、遠軽町で1回目82.8%、2回目82.4%、3回目19.3%、幕別町が2月28日現在、1回目81.3%、2回目80.8%、3回目23.8%となっております。当町も同時期となります2月28日現在の住民数及び接種者数で算出しますと、1回目82.1%、2回目81.6%、3回目30.2%であり、1、2回目についてはほぼ同程度ですが、3回目については当町の接種率が高い状況となっております。

(3)の未接種の方への今後の対応についてでございますが、町の対応として新たに12歳となる方やこれまで何らかの事情で接種できなかった方々を対象に、本ワクチン接種事業の終了が予定されている本年9月末までの期間は町内医療機関御協力の下、接種できる環境を整えているところでございますし、引き続き町広報紙及びホームページ等を活用した周知に努めてまいりたいと考えております。

2点目の3回目接種についての(1)経過月数の前倒し状況についてでございますが、当初2回

目接種後8か月以上とされていた接種間隔が国の方針変更に伴い、現状では事実上6か月に短縮されているところではありますが、当町においては各医療機関等の御協力により順調に接種が進められた結果、現在はおおむね2回目接種後6か月を経過した18歳以上の方に対して順次接種の御案内をしているところでもあります。

(2)の接種体制については、1、2回目の接種同様、町内各医療機関の御協力を得まして、個別接種、集団接種、巡回接種を実施しております。

(3)の今後の接種スケジュールでございますが、既に町広報紙やホームページにてお知らせしているとおおり、2回目接種後6か月を経過した方への御案内を今後も継続し、接種環境に大きな支障がないことが前提であります。土曜日、日曜日での集団接種会場の運営を4月17日で終了するなど徐々に接種規模の縮小を予定しております。

(4)の接種券の発行状況でございますが、今後の接種スケジュールに合わせて対象となる住民に対して順次接種券を送付する予定です。

(5)の交互接種の状況についてでございますが、当町においては1、2回目ともにファイザー社ワクチンを使用して接種を進めてきたところではありますが、3回目接種からは新たに武田、モデルナ社ワクチンを使用した交互接種が可能となり、当町も国から供給される2社のワクチンを活用して接種を進めてきたところでもあります。接種対象者に対しましては、医療機関ごとに使用するワクチンを明記した上で接種予約を受け付けており、これまで大きな支障もなく進められていることから、今後も継続して3回目接種を進めてまいりたいと考えております。

(6)の5歳から11歳の小児への実施予定でございますが、今月より全国各地で開始されている小児への接種については、当町では3月14日から1回目接種を実施するべく3月7日より予約を受け付けたところでもあります。今後の実施については、国から供給されるワクチンの数量を見ながら、また接種を担う医療機関と協議しながらスケジュール等を決定していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

1点目に接種状況についてと3点ほどお聞かせ願いましたけれども、ここは再質をせずに2点目の3回目接種のところから質問をさせていただきたいなと思っております。まず、前倒し接種のことなのですが、町広報またはホームページと今答弁に何度か出てきておりましたけれども、正確な情報を速やかに得るにはそのツールはすごく大事だと思うのです。しかも、ホームページは時々更新をしてくれるので、それは大変重要な情報だと思っております。そこで、私も時々というか、しょっちゅうホームページはチェックをさせていただいているのですけれども、先ほど答弁では6か月というお話がありました。実は2月17日に更新された町のホームページを見ると7か月としていたのです。それで、今答弁をお聞きすると6か月ということで、8か月から7か月、7か月から6か月と、これ短くなってきてよいことだとは思っています。ただ、8か月から7か月にした理由、根拠、または7か月から6か月としたそのまた理由と根拠、こちら辺はただただ国がそうしてもいいよと言ったからとか、そういう類いで判断をされたのでしょうか。何か僕は根拠があるような気がするのですけれども、ないのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一二君) 8か月から7か月、7か月から6か月というところでご

ございますけれども、町としてはできる限り前倒しで接種を進めたい。ただ、接種者の数、それからそれに対する接種の体制、そういったものもあって、6か月で案内したいのですけれども、まだそこまで案内できるような進捗状況にないといったところで申し訳ないのですけれども、7か月の方をまず先に案内して、追いついた段階で6か月の方という形で案内させていただいたと、そういった理由がございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 何か月でというのは様々なその町、その町の事情があつての話だとは思っております。ただ、私は町民からあのまちは6か月だと言っているのに何で新ひだか町は7か月なのだといって、それが2月の中旬の更新なのです。実は昨日ホームページを確認すると、3月9日付です。まさに昨日。昨日のものを見ると6か月となっていたと。ということは、2月17日から3月9日までの間はそれを見た町民の方々は7か月だと思っているのです。それは対象者には行きますので、接種券が。もう打てるのだという安心感はもちろんあるのですけれども、そういう方針が変わった、方針というか、打つ月数が短くなったのだよというのも僕は早めに町民に知らせるべきではなかったのかなと、ホームページだけでなくと思いました。

次に、接種体制についてお聞きをいたします。これも2月のホームページを見ると、今個別接種、集団接種、巡回接種やっているとのお話でありましたけれども、ホームページを見ると3月13日の日曜日からは巡回接種がなくなるのです。それで、巡回接種というのは、私も実は介護の現場で働いていますので、巡回接種と言われるものに3回目を打たせていただきましたけれども、これ特にお年寄りだとか病気をされている方は、1回目もそうですけれども、2回目が打つの遅れて3回目はおのずから6か月といえども間空けて巡回接種の間には打てないかもしれない。でも、個別接種に行けない。そういう方には僕は柔軟な対応というものが必須ではないのかなと思うのですけれども、そういう対応はする準備はできているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山ロー二君) 巡回接種については様々なケースがございます。例えば訪問診療で受診されていて診察の際にワクチンを接種される方、それから各施設に出向いて接種するケース、色々ございます。巡回接種については、各医療機関、それから各患者さんと言ったらあれなのですけれども、個別のケースに応じて実施しております。その際のワクチン提供等のほうも町と医療機関で調整の上実施しておりますので、決してしていないというわけではなくて、個々のケースに応じて巡回接種は継続しております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それを聞いて少し安心いたしました。

次、接種券の発行状況についてお聞きをいたします。対象者には接種券がおうちに届くので、私次申し込めるのだという、届くと喜んでいただけるものと思うのです。ただ、国では一部自治体によっては接種券が届いていなくても接種可能としているわけです。実際それで一部の自治体では券がなくてもできますよという対応をしております。ただ、それが新ひだか町では接種券がなくても対応するということが可能なのかどうなのか、可能だとすればどのような方法でやろうとされているのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山ロー二君) 券なし接種の関係ですけれども、3回目接種を実施する

のに当たって接種券というものが必要となってきます。この券なし接種、券も何も持たないで医療機関に行って打つといった場合については医療機関で接種券を発行する、そういうシステムが必要になってきます。当町においては医療機関での事務負担の軽減、それからあくまでもその方が本当に今でいう追加接種でいったら接種間隔6か月あるのか、さらには本人確認、そういった部分も含めて町で接種券のほうをあくまでも発行しております。ですので、例えば医療機関のほうに何も持たずに出向いた方は医療機関のほうから町のほうに連絡いただいて、町のほうで接種券を発行して接種していただくと、そういった流れになりますけれども、基本的にそれは個々のケースになりますけれども、そういった方があった場合については対応はできませんけれども、町として積極的にそれは進めていないという状況です。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 券がなくても病院へ行って、結局は町が券を出してくれる、それは券あり接種というのかななんて今思って聞いておりました。純然たる券がないけれども、行って打ってねと言ってそれで打てる、そういうこともできる自治体もあるようですけれども、新ひだか町ではその対応はできないということによろしいのですよね。分かりました。

次に、交互接種についてお聞きをいたしたいと思います。先ほども私ちらっと言いましたけれども、ふだん介護の仕事をしております。そういう中で医療等でしたか、従事者、町内高齢者施設入所者等という等の部分に介護従事者として入るそうで、1回目も2回目もこの年代にしては早いほうで打っていただきました。おのずから3回目も早かったです。1月二十何日、21日からの巡回接種のときに3回目は打たせていただきました。ただ、そのときに交互接種とよくテレビとかで言っていたものですから、興味がありまして、1回目、2回目、当然ファイザーだったわけですから、3回目、武田、モデルナですか、にしたいなと私個人的には思っていたのです。ただ、巡回接種ですから、聞くとファイザーだけだよと。要するに言ってみれば選べない。武田、モデルナにしたいと言っても打てなかった。でも、自分自身は納得をして3回目もファイザーを打った。そこで、お聞きしたいのは2回目、武田、モデルナを打ちたい、もし巡回接種で1回目、2回目と違うのを打ちたいという、そういう希望をされる方がいたら、それは巡回接種として対応するのではなくて、では個別接種とかに行ってくださいという形になるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) 1月中に医療機関、それから高齢者施設の入所者、従事者の方々への接種を進めておりました。1月の段階では追加接種用のワクチンというのはファイザー社しかなくて、本当に1月末日に当町のほうにモデルナのワクチンが入ってきたところです。今御質問の巡回接種の際にモデルナのワクチンを選択できることは可能かといったところでございます。今回のファイザー社とモデルナ社の大きな違いは、ワクチンが入っている1瓶でファイザーは6回分が取れる、モデルナ社の場合は15回以上から20回取れるといったところの特徴が大きく違います。巡回接種のときに例えば15人以上いますよと、一回で回れますよといったところであれば十分モデルナの使用も可能なのかなといったところもございますけれども、やはりワクチン貴重で数にも限りありますので、その有効な活用が対応が可能であれば巡回接種でモデルナを使いたいという御意見があれば医療機関と町のほうで調整してワクチンの供給を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 巡回接種、先ほど柔軟に対応するとは言われましたけれども、3月13日からは巡回接種なくなるわけですから、主に今度は集団接種と個別接種と変わっていくと思います。重ねてお聞きしたいのは交接種をしたいのだと、集団接種と個別接種の場面です。そこではどのような形で希望を聞いてくれるのでしょうか。様々な場面は想定されるとして、やはり打つ方の求めに応じてあげるのがいいのかななんて思うものですから、そこら辺は個別接種にしる集団接種にしる本人の希望をかなえるという形で対応するのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一二君) 現在追加接種の御案内を差し上げる際に、ワクチンのほう間違えを起こさないために医療機関ごとに使用するワクチンを異なるワクチンを使っております。一つの医療機関で2つのワクチンを使うようにはしておりません。この医療機関ではこのワクチンを使っていますよといった御案内を差し上げて、対象者となられて接種を希望する方はそれを見ながら、このワクチンを使っているこの医療機関で予約をしたいという確認を取っていただいてから予約をいただくといった流れになっております。ただ、予約の際に殺到して一部ワクチンのほうで自分の思ったとおりの医療機関またはワクチンというものが選定できない場合もございますけれども、まずは選べる体制については現状ありますということで御理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 選ぶという意味で病院とかクリニック行ってからどっちを選ぶではなくて、この病院はこのワクチン、この病院はこのワクチン、要するに行く前からこちらが打ちたいワクチンのある病院、クリニックに行きましょうということなのですね。もう3回目既に大分前に打ってしまっているものですから、私インターネット予約も何もしていないものですから、そのシステムが自分で味わったことがないものですから、ではインターネット予約なりするときこの病院はどこのこのワクチン、このクリニックはどこのこのワクチンということが明記されていて、自分でそこで申込者が選ぶというふうになるという私の理解でよろしいのですね。了解いたしました。

それで、最後に5歳から11歳までの小児への実施というところに移りたいと思っております。それで、今日の行政報告にもこの部分がありました。今まで区分として接種状況についていつも発表をしてくれています。町ホームページにも随時更新をしていただいています。行政報告もしてくれています。そういう中で、次回からはこの区分の中に5歳から11歳という区分が加わって、対象人数があって、そして接種人数、接種率となると思うのですが、それでいいのかということと、併せて5歳から11歳、この対象人数というのは何人になるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一二君) まず、接種率の公表の関係については、これまで同様今度は5歳から11歳の接種、来週月曜日からは開始しようと思っておりますけれども、対象人数、それから1回目接種者数、接種率、そういったものを掲載してまいりたいという考えでおります。ただ、ワクチンの対象者数についてなのですけれども、2月28日現在の5歳から11歳、こちら1,204人という数字が出ております。よろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) そこから次回というか、接種が実際始まれば何%、何人というのが出てく

るということが分かりました。先ほども言いましたけれども、町のホームページだとか町報を見て正しい情報を得るといのは非常に大事だと私は申し上げましたけれども、2月末の町広報に挟んであって、新型コロナウイルスワクチン住民接種事業という紙が入っていて、そういうお知らせが町広報に挟んで皆さんのお宅に届いたと思うのです。我が家にも届きました。そこには小児接種についての記載もあったのです。そこには何と書いてあるかというのと、やりますよということも書いてありました。それプラス、それにさらにホームページも見ると同種同様のことが書いてあったのですけれども、それは対象者を区切りながら実施し、随時町ホームページ等でスケジュールをお示ししていきたいと思えます。対象者には個別にお知らせを送付いたしますので、御確認くださいというのがあったのです。ただ、私思うのは昨日のホームページ見たと申し上げましたけれども、昨日の段階でスケジュールも何も載っていないのです。これはホームページだ、そういうお知らせだという部分に書いてあるのです。決まったらホームページなりなんなりいろんなところに周知する。それが周知されないまま3月7日から既に受付を開始している。これはそういう受けられる子どもたち、5歳から11歳の子どもたちに、親御さんにですけれども、郵送されますから、届いた方は受けれるのだというのは承知できるのです。ただ、そうやってホームページとかで公表しますと書いてあるのにやっていないということは、僕はこれは行政の落ち度だと思うのですけれども、この件に関してはどうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) 御指摘のとおり、各対象となられる方個別に接種の御案内ということで発送させていただいて、その部分のホームページでの公表、こちらのほうが掲載できなかつたと、要するに日程的なものとかいうのを掲載できなかつたというのは大変私どものほうで周知に対する落ち度だったと考えております。ただ、実情を申し上げますと今回小児用のワクチンというのは3月からの接種開始ということで全国的に周知はされていたのですけれども、実際ワクチンがどれぐらい来るのか、そして今回小児ですので、どこでも接種できるというものではなくて、小児科を抱える医療機関との折衝、そして1日どれぐらい接種できるのだろうと。また、副反応に対する対応はどうしようといったことで準備は非常に時間かかりました。何とかだけれども、3月から全国的に打てる状況にありますので、町としてもできる限り早く接種の機会は提供してあげたいなといったことも考えまして、ぎりぎりまで調整がいついた部分もございまして、情報の部分の周知というところでは落ち度があったのかなと思っております。ただ、これから4月以降になりますけれども、また新たなクールに入ってまいります。そういつたときには十分周知をして接種の機会を情報周知してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 何回か言いました。前のホームページの更新2月17日で、その後がつい昨日の3月9日。それは今そういうお話をされましたので、別にそれを遅くなったから、さらにどうするのだみたいなそういうことを言うつもりはないのです。ただ、残念ながら3月9日に、昨日更新したときにいい場面だったではないですか。5歳から11歳やりますよと、もう受付始まってから2日たっていますけれども、9日にやったとしても。でも、そこで更新するときそれをやりますよということを書けばよかったのになと。今日の行政報告に書いてあったような、ああいふことを書いてくれればよかったのになと思っております。今後はそのようなことがないようにやってくれるということですので、期待しておきます。

5歳から11歳、僕どうやってやるのかなというところもお聞きしておきたいのですけれども、よく小学生、中学生、12歳から17歳、このときには親の同意書がとかあったではないですか、中学生ならとか高校生なら。5歳から11歳まで、この流れ、郵送されてきました、接種券が。そこには当然ながら親の同意書なりがある。要するに小学校、中学校、一部高校の人たちと手続上は同じような手順で接種に至るということで思ってよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 田中ワクチン接種対策室主幹。

○ワクチン接種対策室主幹(田中陽子君) 対象の方には大人と同様に接種券付予診票1回目、2回目2枚と、あと接種済証となり得る様式は大人と同じ様式を送る予定です。送りましたら予約日にそれを持って接種に行くというのは変わりありません。予診票については、保護者の同意が必要であるのと、あと保護者の署名が必要というところは大人と違うところになります。あと、接種済証の証明をするのと同時に母子手帳のほうにも接種した旨を記載をしていただくということで医療機関のほうとは調整をしております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 確認のためにも聞いておきたいのですけれども、大人の人たちはインターネット予約というのをやっていますけれども、この子たちはインターネット予約の対象とならない、今後もそういうことはしないということでもいいのですね。

○議長(福嶋尚人君) 田中ワクチン接種対策室主幹。

○ワクチン接種対策室主幹(田中陽子君) 今回今月行います3月14日からの1週間のワクチン予約については電話のみの予約といたしましたけれども、今後の予約方法については未定となっており、ワクチンの供給量等々と、あと規模の体制の実現の可能性を見極めて接種方法については今検討しておるところです。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 質問としては終わりますけれども、先ほどの補正予算のときの答弁にもあって、いい答弁だなと思ったのですけれども、受けた人がスムーズに受けれる体制というものを町行政としてもふだんから努力をされているのだなということが分かりましたし、これからもぜひ無事故で接種事業行っていただきたいなと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時23分)